



業 務 概 要

令和6年度版

(令和5年度実績)

香川県子ども女性相談センター

香川県西部子ども相談センター

はじめに

香川県子ども女性相談センターの業務に際しましては、児童相談部門・女性相談部門のいずれにおきましても、日頃から関係機関・関係団体の皆様を始め、多くの皆様方に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度は、児童相談部門も女性相談部門も新しい法律の内容に基づいて、新たな取り組みが始まる年となっています。

まず、児童相談部門におきましては、改正児童福祉法が4月に施行されました。職員には、措置や一時保護を行う子どもについて、その意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うことが課されています。具体的に当センターでは、一時保護や措置の際に職員が子どもへ丁寧な説明をして、それについての意見を聴く。また、理解が得られない場合にはその理由を子どもにわかる方法で重ねて伝え、記録にも残すように意識して取り組んでいます。加えて一時保護施設についても、一時保護によって子どもたちの生活が大きく制限されることがないように、できることから個別に取り組んでいるところです。

次に、女性相談部門におきましても、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が4月に施行となりました。これによって、法律上の呼び名も「女性相談支援センター」へと変化し、多様な支援を包括的に提供する体制の整備や民間団体との協働が求められ、女性課においても、新しい枠組みのなかでの支援調整会議（実務者会議）の企画や民間団体との積極的な連携に取り組んでいるところです。

また、今年度は西部子ども相談センターで初めて第三者評価を受審する予定であり、アドボケイトの定期的な導入も含めて、外部の方々のご意見を真摯に伺って自分たちの支援内容を振り返り、より良いものを目指して改革していく一つの契機となっています。

今後とも私たちは、子どもや女性など弱い立場の方々の視点に立って、その方の最善の利益となるあり方を、その方を取り巻く方々や当事者と一緒に考えていきたいと願っています。

この業務概要は令和5年度の相談活動等の状況を取りまとめたものです。子どもや女性の福祉に関わる皆様に御報告させていただくと共に、御活用いただき、今後の連携の一助となれば幸いです。

令和6年12月

香川県子ども女性相談センター所長	有岡 光子
香川県西部子ども相談センター所長	岸本 智成

目 次

第1 子ども女性相談センターの概要

1 沿革.....	1
2 所管区域図.....	4
3 組織及び職員配置状況.....	5
(1) 組織.....	5
(2) 職員配置状況.....	6

第2 児童相談の概要・業務実績

1 児童相談の業務.....	7
(1) 業務内容.....	7
(2) 相談内容.....	8
(3) 業務系統図.....	9
(4) 関係機関との連携.....	10
2 相談受付の現況.....	11
(1) 相談件数の状況.....	11
(2) 相談種類別の状況.....	12
(3) 相談経路の状況.....	13
(4) 地域別相談受付状況.....	14
(5) 年齢別相談受付状況.....	17
(6) 巡回相談の受付状況.....	19
(7) メール相談の状況.....	19
3 調査・診断・指導等の現況.....	20
(1) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況.....	20
(2) 措置停止・措置中等の調査・診断・指導の状況.....	21
4 判定の現況.....	22
(1) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査及び事後指導実施状況.....	23
(2) 嘱託医による医学的診断指導実施状況.....	24
(3) 心理療法事例検討委員会.....	25
(4) 児童福祉施設心理士との情報交換会.....	25

5	対応の現況	26
(1)	過去5年間の対応状況	26
(2)	相談種類別対応状況	27
(3)	児童福祉施設への入所措置及び医療機関委託の状況	29
(4)	養護相談の発生要因と対応状況	30
(5)	児童虐待相談の状況	31
6	一時保護の現況	36
(1)	一時保護児童の推移	36
(2)	一時保護実施状況	37
7	閉庁時の電話対応及び処理状況	40
8	里親・里子の現況	41
(1)	里親登録の状況	41
(2)	里親委託の状況	41
(3)	週末ファミリー事業	42
(4)	里親制度普及促進事業	42
(5)	里親委託推進・支援等事業	43
(6)	香川県里親会事務局業務	44
9	特別事業の現況	45
(1)	ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業	45
(2)	児童虐待防止相談機能強化事業	45
10	家庭支援相談事業等の現況	47
(1)	家庭支援電話相談（子どもと家庭の電話相談）事業	47
(2)	嘱託弁護士相談	48
(3)	児童家庭専門家相談	48
(4)	児童養護施設等援助困難事例検討会	48
11	児童虐待問題対策	49
(1)	市町要保護児童対策地域協議会	49
(2)	児童虐待事例検討会	49
(3)	保護者カウンセリング事業	49
(4)	保護者等指導・支援事業	49
12	香川県児童福祉審議会児童相談部会の開催	50
13	関係機関との連携	50
(1)	警察と児童相談所の情報交換会	50
(2)	教育委員会と児童相談所の情報交換会	51
(3)	児童虐待事件等に関する司法機関との連携	51
(4)	見学研修の受入	51

14	職員研修の状況	52
15	地域連携支援の現況	53
(1)	事案送致・指導措置委託の状況	53
(2)	義務研修の実施状況	54
(3)	地域連携支援室主催の研修の実施状況	54
(4)	研修会講師助言者派遣状況	54
(5)	アウトリーチ型市町支援状況	56
(6)	施設連絡会開催の状況	57
(7)	実習生の受入れ状況	57
(8)	児童福祉施設等指導監査補助の状況	58

第3 女性相談の概要・業務実績

1	業務の内容	59
(1)	相談	59
(2)	一時保護	59
(3)	医学的又は心理学的援助	59
(4)	女性自立支援施設「玉藻寮」	59
(5)	自立支援及び関係機関との連絡調整	59
(6)	アフターケア	59
(7)	啓発活動	59
(8)	「配偶者暴力相談支援センター」としての機能	59
2	女性相談支援員等の配置状況	60
3	女性支援事業の経路	61
4	相談事業の現況	62
(1)	受付状況	62
(2)	対応状況	64
(3)	外国人からの相談受付件数	64
(4)	「女性のための法律相談」実施状況	65
(5)	研修会実施状況	66
(6)	普及啓発活動	67
5	女性支援事業の現況	68
(1)	入所者相談数	68
(2)	一時保護の状況	68
(3)	女性自立支援施設「玉藻寮」の状況	70

(4) 入所利用者への心理学的援助実施状況	72
(5) 入所利用者に対する健康教育	72
6 配偶者からの暴力相談受付件数の状況	73
(1) 受付状況	73
(2) 保護命令	74
(3) 配偶者からの暴力による被害者の保護状況	74
7 女性保護事業後援団体	77
(1) 活動状況	77

※各統計データについては、四捨五入の関係上、内訳の合計が全体（100％）と一致しない場合があります。

香川県子ども女性相談センター

第1 子ども女性相談センターの概要

1 沿革

(1) 児童相談部門

年月日	経 過
昭和 22. 12. 12	児童福祉法（法律第 164 号）公布。
23. 4. 1	香川県児童相談所設置条例（条例第 26 号） 香川県中央児童相談所の仮事務所を高松市西の丸町の県公会堂に開設（C 級）。 児童一時保護所を讃岐学園内に設置。地方児童相談所を丸亀市南条町鶏鳴学館内に開設（D 級）。
23. 12. 10	中央児童相談所を県立高松高等学校に移転、分所を小豆地方事務所内に一時的に設置。
24. 8. 20	新庁舎完成により高松市中野町 233 番地に、児童一時保護所を移転。
24. 8. 22	上記庁舎に中央児童相談所を移転。
26. 5. 10	地方児童相談所を丸亀市一番丁（旧練兵場跡）の新庁舎に移転。 地方児童相談所に一時保護所を増築し開設。
27. 4. 1	香川県児童相談所設置条例の改正により、中央児童相談所を香川県児童相談所とし、地方児童相談所を廃し、丸亀支所とする。
27. 5. 30	丸亀支所の一時保護所を閉鎖。
28. 10. 1	丸亀支所を新築し、丸亀市大手町に移転。
33. 11. 1	児童相談所を新築するため、高松市六番丁 1-20 の仮事務所に移転。 なお、一時保護所は斯道学園女子寮に仮住。
34. 4. 21	丸亀支所を丸亀市公民館内に移転。
35. 7. 10	高松市西浜新町 373-1 に新庁舎、一時保護所完工（現在地、現旧館鉄筋コンクリート 2 階建 396.69 m ² 、一時保護所、鉄筋ブロック平屋建 230.61 m ² ）。
35. 10. 1	B 級児童相談所として新発足、同時に丸亀支所を廃止、3 課 1 室となる（総務課、相談調査課、判定指導課、福祉司室）。
39. 4. 1	精神薄弱者更生相談所が設置され、職員は児童相談所と兼務となる。
40. 4. 1	児童相談所は 4 課制となる（総務課、相談課、判定課、一時保護課）。
46. 3. 31	新庁舎完工（鉄筋コンクリート 2 階建 496.8 m ² ）。
48. 7. 1	在宅重症心身障害児（者）訪問療育指導開始。
48. 11. 30	新庁舎 3 階部分増築（256.8 m ² ）。
49. 4. 1	療育手帳制度発足、判定交付事務開始。
49. 7. 1	親子教室（障害幼児集団療育指導）開設。
51. 6. 1	課長を補佐級とし、一時保護課を廃し総務課に含め 3 課制となる。
平成 元. 10. 15	家庭支援相談等事業（子ども・家庭 110 番）開始。
3. 4. 1	ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業開始。
5. 4. 1	次長（民生部主幹）配置、精神薄弱者更生相談所次長兼執となる。
8. 4. 1	児童虐待ケースマネジメントモデル事業開始。

平成	12. 4. 1	児童相談所と女性相談センターとが統合され、子ども女性相談センターとして発足。総務課、子ども相談課、女性・保護課、判定課の4課制となる。 心理療法事例検討委員会開設（年6回）
	12. 7. 1	Eメール相談の開設
	13. 4. 1	児童虐待の防止等についての体制を強化するため、西部子ども相談センターを丸亀市に設置。
	14. 4. 1	児童養護施設等援助困難事例検討会開設（年3回）
	16. 4. 1	子ども一時保護担当業務を女性・保護課から総務課に移管し、女性・保護課は女性課となる。
	17. 4. 1	閉庁時（休日・夜間）の電話対応職員（嘱託）を配置。
	18. 4. 1	組織改正により障害児関係業務を障害福祉相談所に移管。（次長は専任となる。）
	18.12.25	一時保護所等建築工事竣工（鉄骨造2階建 964.00 m ² ）。
	23. 8.27	本館耐震工事のため、仮設事務所（斯道学園運動場）に移転。
	24. 2.20	本館耐震工事竣工。同月25日移転。
	25. 3.27	別館建築工事竣工（軽量鉄骨造2階建 314.82 m ² ）
	25.11.25	旧館撤去工事竣工
	27. 4. 1	弁護士（嘱託）を配置
	29. 4. 1	斯道学園内に地域連携支援室が設置される。
	31. 4. 1	従来の子どもの相談課を廃止、児童虐待対策課及び相談支援課を設置するとともに、西部子ども相談センターに児童虐待対策課及び相談支援・判定課を設置。 また、警察との連携強化のため、両児童相談所に現職警察官を配置。更に、法的対応力強化のため非常勤嘱託弁護士を4名に増員。

(2) 女性相談部門

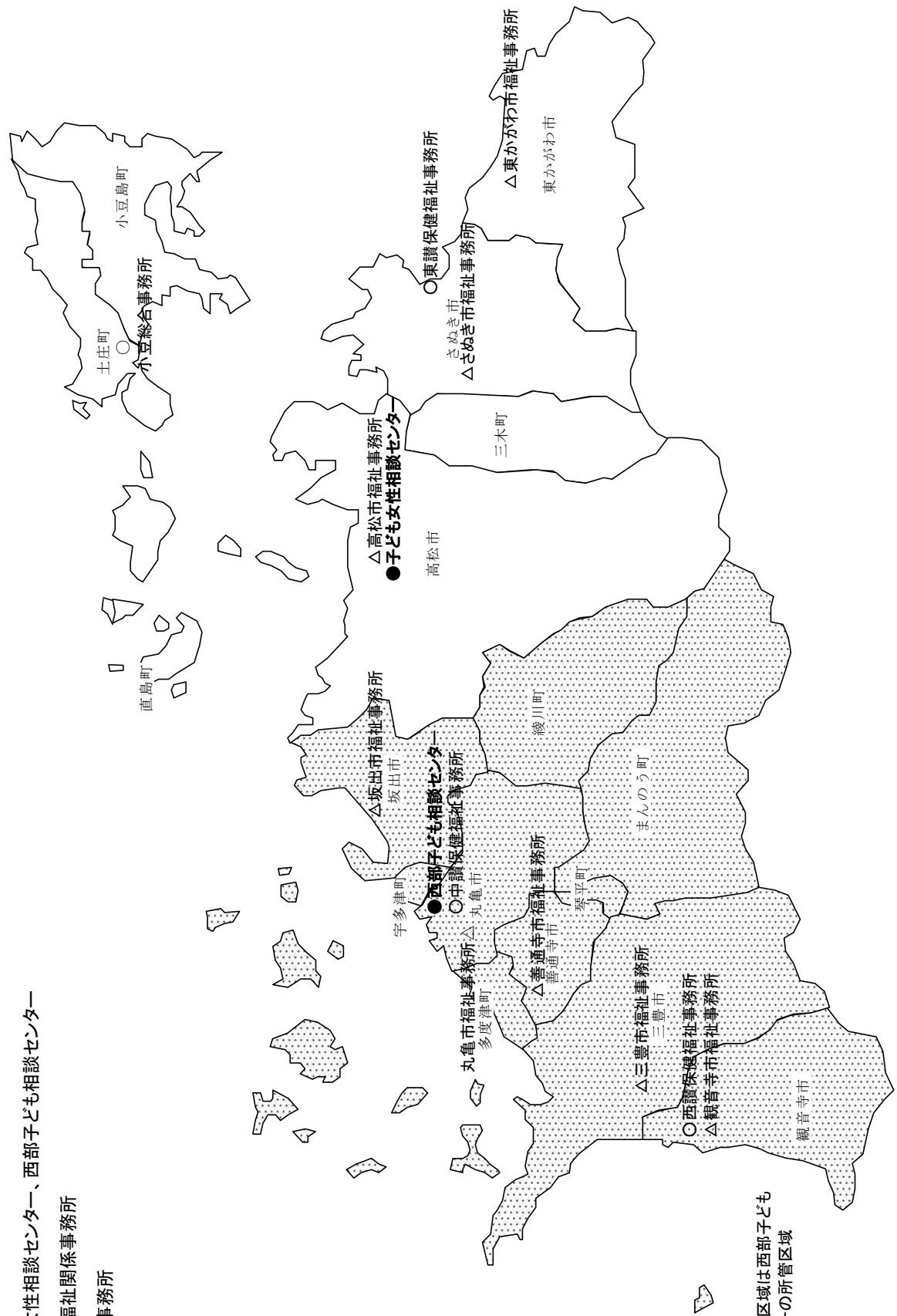
年月日	経 過
昭和 31. 5.24	売春防止法公布
31.12. 1	婦人相談員を設置
32. 2. 1	香川県婦人保護対策連絡協議会を設置
32. 2.25	婦人相談員讃岐地方事務所に駐在
32. 4.13	売春防止法一部（保護更生）施行
32. 7.16	婦人相談所を中部福祉事務所に附置
32. 9.10	香川県売春防止対策本部設置（協議会は解散）
32. 9.19	香川県売春防止対策推進委員を設置
33. 3.16	高松市東浜町に相談所分室を設置（4月25日まで）
33. 4.13	売春防止法全面施行
33. 9.29	高松市中野町 27-5 に香川県婦人相談所を設置
34. 4. 1	香川県婦人相談所竣工
44.12. 9	香川県婦人相談所を高松市西宝町斯道学園内に移転

2 所管区域図(全県)

● 子ども女性相談センター、西部子ども相談センター

○ 県保健福祉関係事務所

△ 市福祉事務所



注) 網掛けした区域は西部子ども
相談センターの所管区域

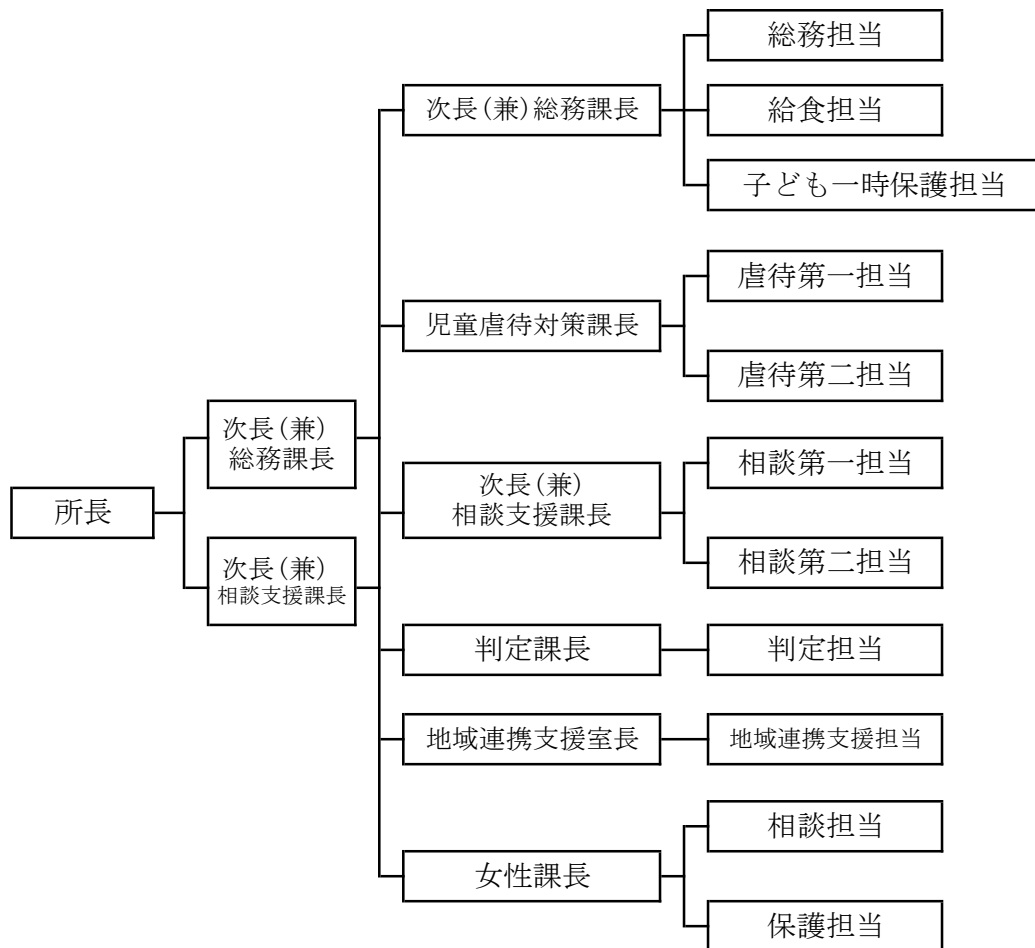
3 組織及び職員配置状況

令和6年4月1日

(1) 組織

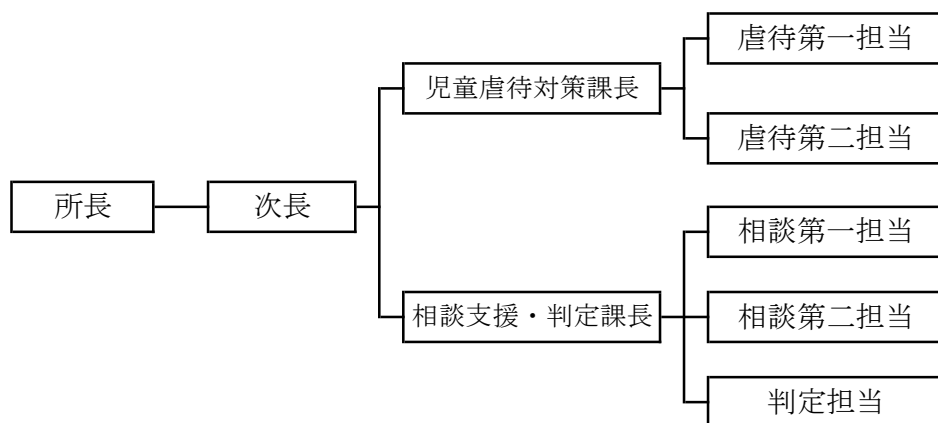
〔子ども女性相談センター〕

高松市西宝町二丁目6-32



〔西部子ども相談センター〕

丸亀市土器町東八丁目5-26



(2) 職員配置状況

令和6年4月1日現在

[子ども女性相談センター]

(人)

職種 所属	社会福祉社	心理福祉司	児童福祉司	児童相談員	児童相談員補助	児童心理司	心理支援員	弁護士	医師	警察官	児童指導員	保育士	教員	里親委託推進員	児童指導員補助	宿日直員	管理栄養士	栄養士	保健師	相談支援員	女性相談支援員	生活支援員	電話相談員	地域連携支援員	事務職員	計
所長	1																									1
次長			1																						1	2
総務課																	1								4	5
子どもハウス											8	1			1	6										16
児童虐待対策課			8	2	2			3		1									1							17
相談支援課			① 12		1									1												① 14
女性課	1						① 2												1	1	2		1			① 8
玉藻寮											1					3						2				6
判定課						① 11			(1) 1														3			①(1) 15
地域連携支援室			4			1																				5
計	2		① 25	2	3	① 12	① 2	3	(1) 1	1	8	1	1	1	1	9	1		2	1	2	2	4		5	③(1) 89
上記のうち 特別職非常勤・ 会計年度任用職員					1	1		3	1				1	1	1	9					2	1	4			(1) 25

(注) ○は、育児休業取得職員再掲 () は、兼務職員再掲(当センター外勤務)

[西部子ども相談センター]

(人)

職種 所属	社会福祉社	児童福祉司	児童相談員	児童相談員補助	児童心理司	児童心理判定員	弁護士	医師	警察官	保健師	事務職員	計
所長	1											1
次長											1	1
児童虐待対策課		② 10	1	3			1		1	1		② 17
相談支援・判定課		① 12			9		1				1	① 23
計	1	③ 22	1	3	9		1	1	1	1	2	③ 42
上記のうち 特別職非常勤・ 会計年度任用職員				3	1		1	1				6

(注) ○は、育児休業取得職員再掲

兒 童 相 談 部 門

第2 児童相談の概要・業務実績

1 児童相談の業務

(1) 業務内容

子ども女性相談センター・西部子ども相談センターは、児童福祉法第12条（以下「法」という。）の規定に基づいた児童福祉のための必置機関（児童相談所）であり、主として次のような業務を行っている。

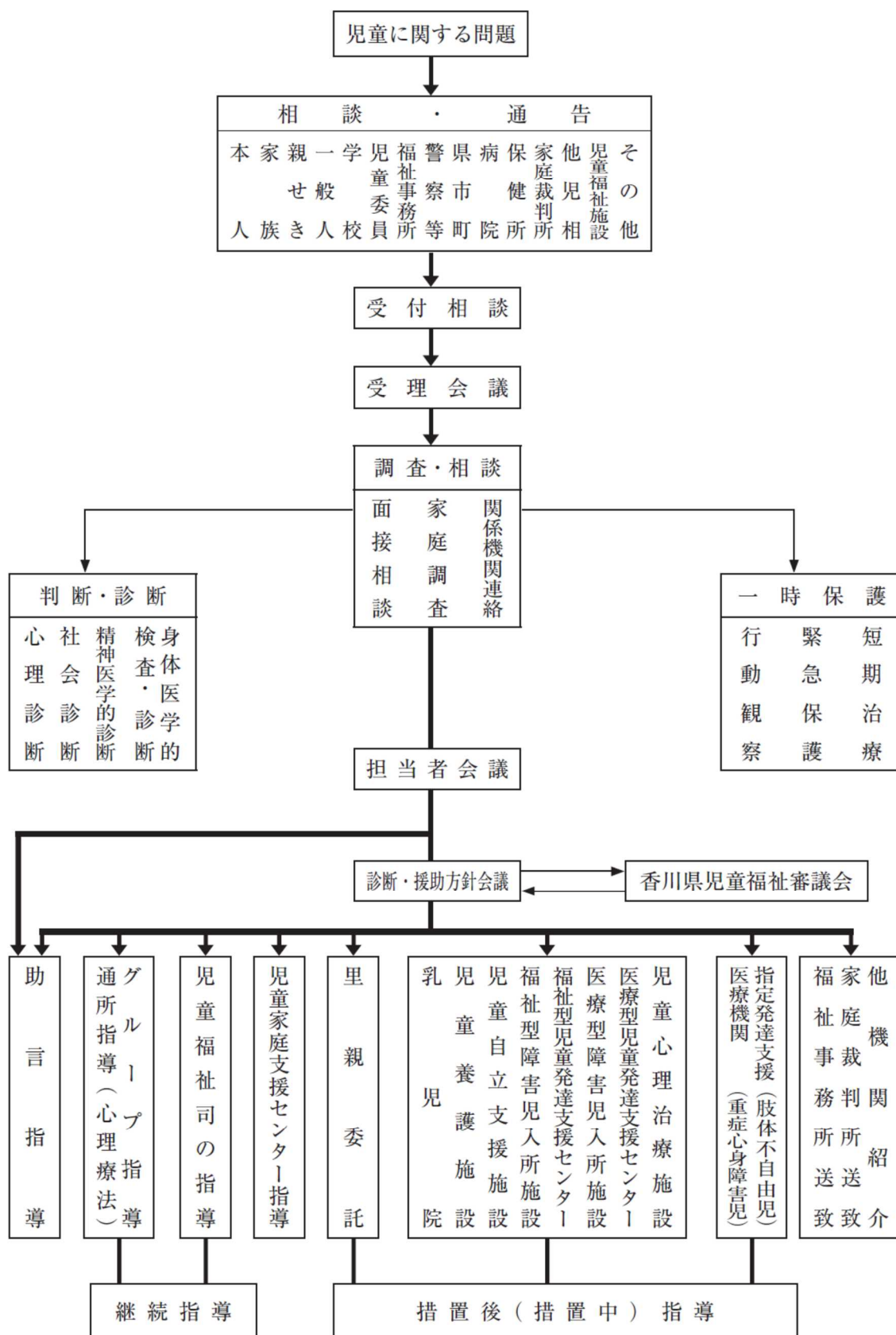
- ① 市町による児童家庭相談業務の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- ② 市町から求められた専門的な知識及び技術を必要とするものについて、技術的援助、助言及び判定を行うこと。
- ③ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ④ 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ⑤ 子ども及びその保護者につき、④の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ⑥ 子どもの一時保護を行うこと。
- ⑦ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ⑧ 子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、子どもを児童福祉施設等への入所若しくは委託すること。
- ⑨ 親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対し行うこと。
- ⑩ 子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、市町における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

なお、子どもの障害に関する相談については、平成18年4月、組織改正により子ども女性相談センターの業務から独立し、障害福祉相談所が主に対応している。障害福祉相談所（児童相談部門）の相談受付状況に関しては、障害相談として、当業務概要（12ページから19ページ）に掲載している。

(2) 相談内容

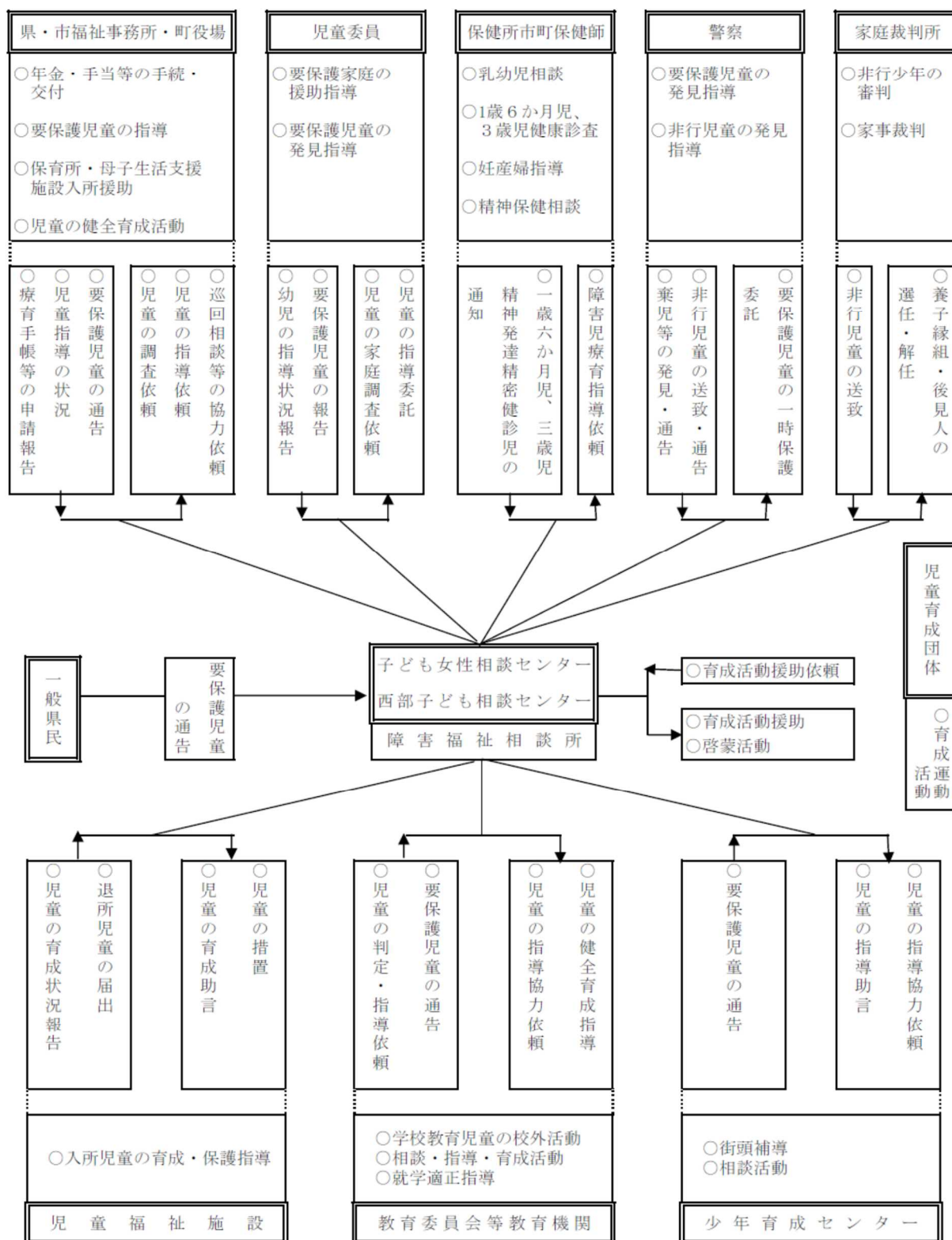
	相談種別	用語の説明
養護相談	1 養護相談（児童虐待）	虐待（身体的、ネグレクト、性的、心理的）に関する相談・通告
	2 養護相談（虐待を除く）	父母の家出、疾病、死亡、離婚による養育困難等に関する相談
保健相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	7 重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由が重複している子どもに関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10 ぐ犯行為等相談	家出・乱暴・性的逸脱行為等の問題行動があり、そのままの状態では罪を犯すおそれのある子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告があった子どもに関する相談
育成相談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、不活発、家庭内暴力等性格もしくは行動上の問題をもつ子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校・幼稚園・保育所等に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	14 適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(3) 業務系統図



(4) 関係機関との連携

児童の成長・発達を保障し、児童の福祉を守り推進していくには、子ども女性相談センター・西部子ども相談センターと福祉、保健衛生、教育、司法等の各分野にわたる関係各機関の協力・援助などの強い連携が必要である。その関連を示したのが次の図である。



2 相談受付の現況

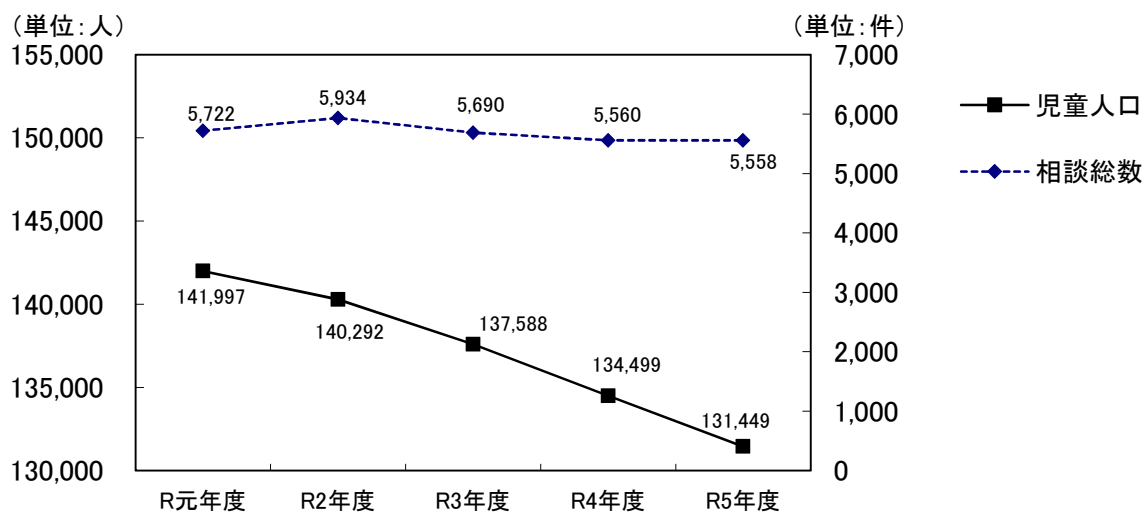
(1) 相談件数の状況

本県の児童人口は、全国的すう勢と同様に年々減少し、令和5年10月現在、約13万1千人で、児童人口率（全人口に占める18歳未満の人口の比率）は14.2%となっている。

令和5年度の相談件数は、5,558件と前年度に比べ2件の減となった。

子ども女性相談センター（児童相談部門）・西部子ども相談センター・障害福祉相談所（児童相談部門）の相談対象年齢は18歳未満となっているが、児童福祉施設に入所している場合や里親に委託されている場合は20歳まで延長することができる。

(グラフ1) 児童人口と相談件数の推移



香川県人口等の推移

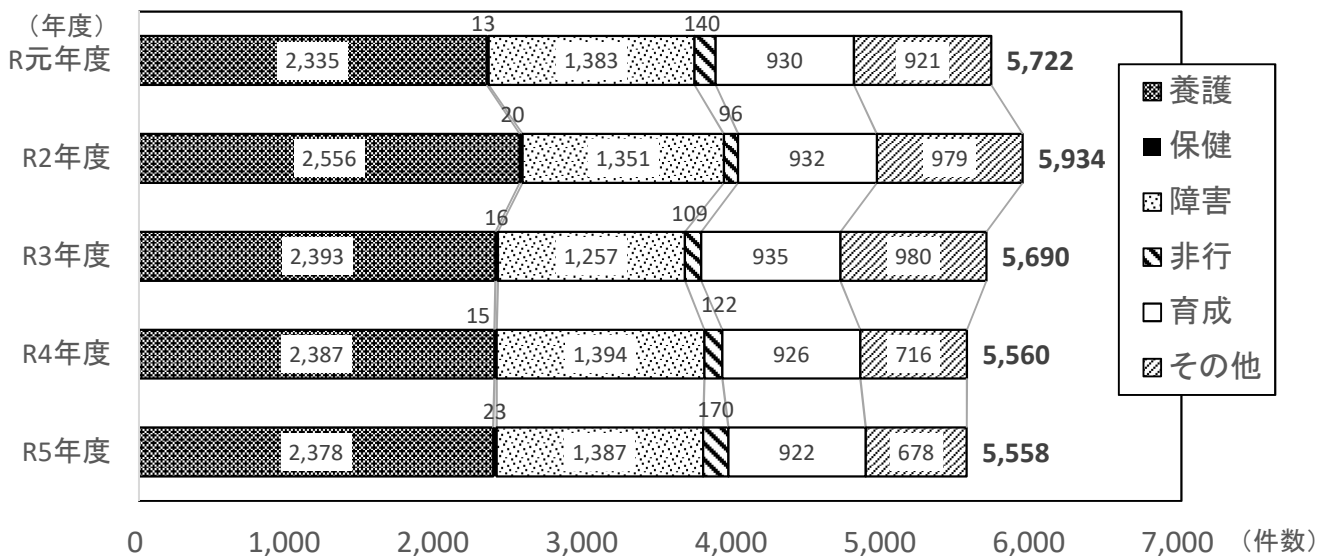
年 度	香川県人口 A人	香川県児童人口 B人	児童人口率 (B/A)	相談件数 C件	相談率 (C/B)
元年度	956,069	141,997	14.9%	5,722	4.0%
2年度	950,244	140,292	14.8%	5,934	4.2%
3年度	942,035	137,588	14.6%	5,690	4.1%
4年度	933,757	134,499	14.4%	5,560	4.1%
5年度	925,408	131,449	14.2%	5,558	4.2%

(注) 人口は各年度10月1日現在（県統計調査課調）

(2) 相談種類別の状況

相談種類別で見ると、養護相談（児童虐待を含む）が2,378件で、昨年度に比べ9件減、非行相談については170件で48件増となった。育成相談のうち、性格行動相談は592件で73件減となっている。

(グラフ2) 受付件数の推移



(注) 受付件数は、面接相談と電話相談の合計数である。

相種類別受付状況の推移

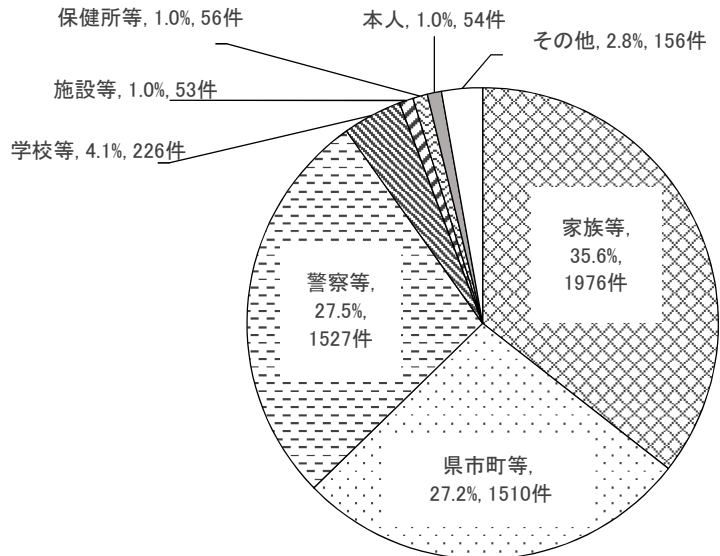
区分		種別		養護相談		保 健 相 談	障害相談					非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	計	(件)
				児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			
元年度	中央	563	585	12			58		6	114	46	38	300	105	13	177	683	2,700		
	西部	679	508	1	1		94		4	29	35	21	249	40	3	43	235	1,942		
	障福				26			61	961	29							3	1,080		
	計	1,242	1,093	13	27	0	152	61	971	172	81	59	549	145	16	220	921	5,722		
2年度	中央	650	664	20			54		9	78	37	26	346	70	8	192	657	2,811		
	西部	612	630		1		87		6	20	21	12	251	41		23	308	2,012		
	障福				9		3	47	1,023	14			1				14	1,111		
	計	1,262	1,294	20	10	0	144	47	1,038	112	58	38	598	111	8	215	979	5,934		
3年度	中央	525	753	14			44		7	80	51	24	371	85	10	119	548	2,631		
	西部	493	622	2			95		15	36	15	19	281	22	2	44	431	2,077		
	障福							43	932	5			1				1	982		
	計	1,018	1,375	16	0	0	139	43	954	121	66	43	653	107	12	163	980	5,690		
4年度	中央	654	673	13			38		7	89	44	26	432	64	4	134	381	2,559		
	西部	520	540	2			88		5	47	15	37	232	25	2	32	334	1,879		
	障福				6			46	1,063	5			1				1	1,122		
	計	1,174	1,213	15	6	0	126	46	1,075	141	59	63	665	89	6	166	716	5,560		
5年度	中央	699	549	23			77	1	5	81	37	48	414	69	7	182	372	2,564		
	西部	569	561				84		3	57	23	62	178	31	1	40	301	1,910		
	障福				14			50	1,014	1							5	1,084		
	計	1,268	1,110	23	14	0	161	51	1,022	139	60	110	592	100	8	222	678	5,555		

(注) 子ども女性相談センターは「中央」、西部子ども相談センターは「西部」、障害福祉相談所は「障福」と表記する。以下の頁も同じ。

(3) 相談経路の状況

相談経路別では、家族・親戚等からの相談が 35.6%（1,976 件）で最も多く、以下、県市町等 27.2%（1,510 件）、警察等 27.5%（1,527 件）、学校等 4.1%（226 件）の順になっている。

(グラフ3)経路別相談受付状況



相談経路別受付状況の推移（総数）

経路		都道府県・指定都市・中核市				市町村			児童福祉施設等				児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児（法第25条）委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉市事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
R3年度	中央	58			18	140		303	36	13	14		4	8	761	3	6	30	1	109	4	4		789	160	39	131	2,631
	%	2.2			0.7	5.3		11.5	1.4	0.5	0.5		0.2	0.3	28.9	0.1	0.2	1.1	0.0	4.1	0.2	0.2		30.0	6.1	1.5	5.0	100
	西部	98	8		11	181		331	52	7	14			1	697	14		29	1	68	5	8		348	143	23	38	2,077
	%	4.7	0.4		0.5	8.7		15.9	2.5	0.3	0.7		0.0	0.0	33.6	0.7		1.4	0.0	3.3	0.2	0.4		16.8	6.9	1.1	1.8	100
	障福					250			38				1					3						690				982
	%					25.5			3.9				0.1					0.3						70.3				100
	計	156	8		29	571		634	126	20	28		5	9	1,458	17	6	62	2	177	9	12		1,827	303	62	169	5,690
	%	2.7	0.1		0.5	10.0		11.1	2.2	0.4	0.5		0.1	0.2	25.6	0.3	0.1	1.1	0.0	3.1	0.2	0.2		32.1	5.3	1.1	3.0	100
R4年度	中央	51	1		16	77		296	48	7	9		2	20	698	9		52	3	121	4		1	837	164	38	105	2,559
	%	2.0	0.0		0.6	3.0		11.6	1.9	0.3	0.4		0.1	0.8	27.3	0.4		2.0	0.1	4.7	0.2		0.0	32.7	6.4	1.5	4.1	100
	西部	59	4		7	192		311	55	11	14			2	660	13	1	21		60	7	7		321	59	18	57	1,879
	%	3.1	0.2		0.4	10.2		16.6	2.9	0.6	0.7			0.1	35.1	0.7	0.1	1.1		3.2	0.4	0.4		17.1	3.1	1.0	3.0	100
	障福					307			47									3					1	762			2	1,122
	%					27.4			4.2									0.3					0.1	67.9			0.2	100
	計	110	5		23	576		607	150	18	23		2	22	1,358	22	1	76	3	181	11	8	1	1,920	223	56	164	5,560
	%	2.0	0.1		0.4	10.4		10.9	2.7	0.3	0.4		0.0	0.4	24.4	0.4	0.0	1.4	0.1	3.3	0.2	0.1	0.0	34.5	4.0	1.0	2.9	100
R5年度	中央	56			19	76		315	37	11	11			2	811	12		28	2	140	6	3	1	787	134	42	71	2,564
	%	2.2			0.7	3.0		12.3	1.4	0.4	0.4			0.1	31.6	0.5		1.1	0.1	5.5	0.2	0.1	0.0	30.7	5.2	1.6	2.8	100
	西部	71	2		13	213		275	76	15	7				692	12	3	23	1	75	2	2		293	39	12	84	1,910
	%	3.7	0.1		0.7	11.2		14.4	4.0	0.8	0.4				36.2	0.6	0.2	1.2	0.1	3.9	0.1	0.1		15.3	2.0	0.6	4.4	100
	障福					308			49		1		1					2						722			1	1,084
	%					28.4			4.5		0.1		0.1					0.2						66.6			0.1	100
	計	127	2		32	597		590	162	26	19		1	2	1,503	24	3	53	3	215	8	5	1	1,802	173	54	156	5,558
%	2.3	0.0		0.6	10.7		10.6	2.9	0.5	0.3		0.0	0.0	27.0	0.4	0.1	1.0	0.1	3.9	0.1	0.1	0.0	32.4	3.1	1.0	2.8	100	

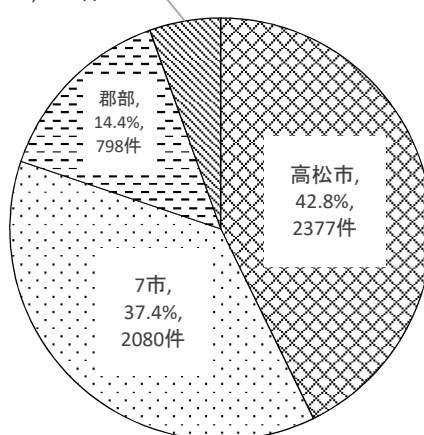
(4) 地域別相談受付状況

地域別相談受付状況は、高松市が最も多く、2,377件（42.8%）であり、他の7市の2,080件（37.4%）を合わせると、市部が全体の80.2%を占めており、郡部は14.4%となっている。その他は、県外・不明である。

なお、昨年度は市部が82.2%、郡部が12.6%であり、ほぼ同じ割合となっている。

（グラフ4）地域別相談受付状況

その他、5.5%, 303件



（総数）

（メール相談を除く）

種 別 地域別		養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談										非 行 相 談					育 成 相 談					そ の 他 の 相 談	計 (件)	比率 (%)
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談											
市 部	高 松 市	549	431	4	7		54	22	503	56	25	42	328	38	1	69	248	2,377	42.8								
	丸 亀 市	178	168	1	7		12	9	120	22	10	37	50	14		7	103	738	13.3								
	坂 出 市	74	58				13		58	10	2	8	26	5		1	25	280	5.0								
	善 通 寺 市	59	56				7	5	53	1			35	1		5	21	243	4.4								
	観 音 寺 市	83	69				3	4	47		3	5	26	5		8	47	300	5.4								
	さ め き 市	45	48				1	3	39	8	1	4	4	2		2	24	181	3.3								
	東 かがわ市	26	10				7		19		1	1	5	1		6	10	86	1.5								
	三 豊 市	43	58				14	5	63		10	4	12			5	38	252	4.5								
小 計	1,057	898	5	14		111	48	902	97	52	101	486	66	1	103	516	4,457	80.2									
郡 部	小 豆 郡	12	8				5		14	8			13			8	11	79	1.4								
	木 田 郡	58	38				2		21	1	3	2	10	1		3	25	164	3.0								
	香 川 郡	2	1				4		1	1						1	5	15	0.3								
	綾 歌 郡	73	56	1			14	1	42	9		5	19	11	2	8	33	274	4.9								
	仲 多 度 郡	55	79				23	2	42	16	1	2	17	2		3	24	266	4.8								
	小 計	200	182	1			48	3	120	35	4	9	59	14	2	23	98	798	14.4								
県 外	11	16								1		4				18	50	0.9									
不 明		14	17			2			7	3		43	20	5	96	46	253	4.6									
合 計	1,268	1,110	23	14		161	51	1,022	139	60	110	592	100	8	222	678	5,558	100.0									

(中央)

(メール相談を除く)

種 別 地域別		養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談										非 行 相 談				育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計 (件)	比率 (%)
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談									
市 部	高 松 市	549	420	4			54	1	4	55	25	42	328	38	1	69	239	1,829	71.3						
	丸 亀 市	1	7	1						1			1	1		1	3	16	0.6						
	坂 出 市		2											1			2	5	0.2						
	善 通 寺 市		1										1				1	3	0.1						
	観 音 寺 市		1				2				1		5			1	2	12	0.5						
	さぬき市	45	47				1		8	1	4	4	2			2	24	138	5.4						
	東かがわ市	26	10				7		1		1		5	1		6	9	66	2.6						
	三 豊 市										3						4	7	0.3						
小 計	621	488	5			64	1	5	64	31	46	344	43	1	79	284	2,076	81.0							
郡 部	小 豆 郡	12	8				5			8			13			8	11	65	2.5						
	木 田 郡	58	38				2			1	3	2	10	1		3	25	143	5.6						
	香 川 郡	2	1				4			1						1	5	14	0.5						
	綾 歌 郡	3		1									1	4	1		3	13	0.5						
	仲 多 度 郡		2											1			1	4	0.2						
	小 計	75	49	1			11			10	3	2	24	6	1	12	45	239	9.3						
県 外	3	6										3				11	23	0.9							
不 明		6	17			2			7	3		43	20	5	91	32	226	8.8							
合 計	699	549	23			77	1	5	81	37	48	414	69	7	182	372	2,564	100.0							

(西部)

種 別 地域別		養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談										非 行 相 談				育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計 (件)	比 率 (％)
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談									
市 部	高 松 市		11														4	15	0.8						
	丸 亀 市	177	161			12		2	21	10	37	49	13		6	100	588	30.8							
	坂 出 市	74	56			13		1	10	2	8	26	4		1	23	218	11.4							
	善 通 寺 市	59	55			7			1			34	1		5	20	182	9.5							
	観 音 寺 市	83	68			1				2	5	21	5		7	45	237	12.4							
	さぬき市		1														1	0.1							
	東かがわ市										1					1	2	0.1							
	三 豊 市	43	58			14				7	4	12			5	34	177	9.3							
	小 計	436	410			47		3	32	21	55	142	23		24	227	1,420	74.3							
郡 部	小 豆 郡																0	0.0							
	木 田 郡																0	0.0							
	香 川 郡																0	0.0							
	綾 歌 郡	70	56			14			9		5	18	7	1	8	30	218	11.4							
	仲 多 度 郡	55	77			23			16	1	2	17	1		3	23	218	11.4							
	小 計	125	133			37			25	1	7	35	8	1	11	53	436	22.8							
県 外		8	10							1		1				7	27	1.4							
不 明			8												5	14	27	1.4							
合 計		569	561			84		3	57	23	62	178	31	1	40	301	1,910	100.0							

〈障福〉

種 別 地域別	養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談					非 行 相 談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計 (件)	比率 (%)
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		
市 部	高 松 市			7			21	499	1							5	533 49.2
	丸 亀 市			7			9	118								134	12.4
	坂 出 市							57								57	5.3
	善 通 寺 市						5	53								58	5.4
	観 音 寺 市						4	47								51	4.7
	さ ぬ き 市						3	39								42	3.9
	東 か が わ 市							18								18	1.7
	三 豊 市						5	63								68	6.3
	小 計			14			47	894	1							5	961 88.7
郡 部	小 豆 郡							14								14	1.3
	木 田 郡							21								21	1.9
	香 川 郡							1								1	0.1
	綾 歌 郡						1	42								43	4.0
	仲 多 度 郡						2	42								44	4.1
	小 計						3	120								123	11.3
県 外																0	0.0
不 明																0	0.0
合 計				14			50	1,014	1							5	1,084 100.0

(5) 年齢別相談受付状況

年齢別相談受付状況は、1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導の対象年齢である2～5歳の割合が多く、全体の29.0%(1,612件)を占めており、言語発達障害等の障害相談、性格行動、育児しつけ相談等の育成相談が多い。

次に思春期の小学生高学年から中学生年齢を中心にした11～14歳の割合が多く、24.7%(1,371件)で、非行相談、性格行動相談、不登校相談等に関する相談が多くなっており、二つの山が見られる。

なお、養護相談、知的相談については年齢的な差はあまりみられない。

＜総数＞																(メール相談を除く)			
種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談			い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 談
0	77	68	4												1	32	182		
1	62	63	1			7		3	3			1			4	28	172		
2	83	54	1			37		8	12			10			12	38	255		
3	85	72	4			35	2	83	22			41			79	43	466		
4	81	53	1			52	2	40	32			104		1	36	51	453		
5	83	64		1		29	2	90	28			74			27	40	438		
6	84	43				1	1	49	6		1	23	1		15	41	265		
7	87	75	1				2	81	6	2	2	10	4		16	41	327	1	
8	68	56	1				4	55	7	1	2	10	3		6	38	251		
9	89	61					4	74	1	1	7	22	4			40	303		
10	62	57	2				3	83	1	2	7	12	8		8	34	279		
11	72	56		3			2	72	5		11	21	7		3	25	277		
12	73	64	1				3	69	9	3	16	38	12		7	31	326	1	
13	77	84	1				3	61		4	51	52	11		2	42	388	1	
14	75	72	1	2			4	58	3	15	12	53	34		3	48	380		
15	40	64	3	6			3	66	2	7	1	42	10	2		36	282		
16	41	46	2	2			4	63	2	17		41	4		1	28	251	2	
17	29	42					5	65		8		38	2	5	2	33	229		
18～		16					7	2								9	34		
計 (件)	1,268	1,110	23	14		161	51	1,022	139	60	110	592	100	8	222	678	5,558	5	0
比率 (%)	42.8		0.4				25.0			3.1		922	16.6		12.2	100			

(中央)				(メール相談を除く)																
種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲		
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談			い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 談	
0	45	36	4												1	18	104			
1	33	37	1			2									3	13	89			
2	42	30	1			17		2	4			4			10	17	127			
3	41	34	4			17			8			20			71	24	219			
4	41	26	1			29		1	21			64			27	26	236			
5	36	23				11			10			37			21	18	156			
6	39	23			1				5		1	10	1		12	23	115			
7	48	45	1						6		1	10	2		14	33	160	1		
8	33	27	1						7	1	2	7	2		5	23	108			
9	57	35							1	1	3	14				27	138			
10	40	28	2						1	1	2	11	6		8	18	117			
11	39	29						1	4		8	18	6		3	15	123			
12	47	26	1						9		4	33	6		6	15	147	1		
13	48	35	1							2	18	39	6			22	171	1		
14	46	34	1						2	11	9	45	27		1	21	197			
15	26	29	3						2	3		36	8	2		23	132			
16	23	17	2				1		1	13		35	4			19	115	2		
17	15	25						1		5		31	1	5		13	96			
18～		10														4	14			
計 (件)	699	549	23			77	1	5	81	37	48	414	69	7	182	372	2,564	5	0	
比率 (%)	48.7		0.9			6.4				3.3		26.2			14.5	100				

〈西部〉

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 談
0	32	32													14	78		
1	29	26				5			3			1			1	15	80	
2	41	24				20			8			6			2	21	122	
3	44	38				18			14			21			8	19	162	
4	40	27				23		1	10			40		1	9	25	176	
5	47	41				18		2	18			37			6	22	191	
6	45	20							1			13			3	17	99	
7	39	30								2	1		2		2	8	84	
8	35	29										3	1		1	15	84	
9	32	26									4	8	4			13	87	
10	22	29								1	5	1	2			15	75	
11	33	27							1		3	3	1			9	77	
12	26	38								3	12	5	6		1	15	106	
13	29	49								2	33	13	5		2	19	152	
14	29	38							1	4	3	8	7		2	27	119	
15	14	35								4	1	6	2			13	75	
16	18	29							1	4		6			1	9	68	
17	14	17								3		7	1		2	20	64	
18～		6													5	11		
計 (件)	569	561				84		3	57	23	62	178	31	1	40	301	1,910	
	1,130					144				85		250						
比率 (%)	59.2					7.5				4.5		13.1			15.8	100		

〈障福〉

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		い じ め 相 談	児 被 害 買 春 等 談
0																		
1								3								3		
2								6								6		
3							2	83								85		
4							2	38	1							41		
5				1			2	88								91		
6							1	49							1	51		
7							2	81								83		
8							4	55								59		
9							4	74								78		
10							3	83							1	87		
11				3			2	71							1	77		
12							3	69							1	73		
13							3	61							1	65		
14				2			4	58								64		
15				6			3	66								75		
16				2			3	63								68		
17							5	64								69		
18～							7	2								9		
計 (件)				14			50	1,014	1						5	1,084		
							1,079											
比率 (%)							99.5								0.5	100		

(6) 巡回相談の受付状況

(件)

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談		
小 豆 郡	5											16					21
観 音 寺 市	2	8										2	10		2	2	26
三 豊 市		1										2			1		4
計	7	9										20	10		3	2	51

(7) メール相談の状況

子育てに関する悩みの助言を求めている家族や、中学・高校生の世代にも相談しやすい手段として平成12年7月にメール相談を開設した。

令和5年度は児童に関する相談68件で昨年度(51件)より17件増えた。ほぼ県内からの相談である。相談種別では例年同様、虐待についての相談が最も多く、育児・しつけの相談が昨年度(4件)に比べ倍以上増加している。また、母からの相談が増加しており、子育てへの疲弊感を訴える内容が多かった。SNSによる相談窓口が増えたこともあり、インターネット上の相談へのハードルが以前より低くなっていることが要因の一つとして考えられる。

①相談者の居住地

(件)

県内	県外	不明	計
66	1	1	68

②相談種別

(件)

虐待	養護	保健	肢体不 自由	視聴覚 障害	言語発 達障害	重心	知的	自閉	ぐ犯	触法	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ	その他	計
22	3	1			1						4	3		12	20	68

③相談対象者の年齢

(件)

乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	不明	計
4	3	37		7	1	16	68

④相談対象者の関係

(件)

子ども本人	父	母	他の家族	知人	不明	その他	計
4	3	37		7	1	16	68

⑤児童以外に関する相談内訳

(件)

里親	女性課	不明	計
2	5	1	8

(件)

県内	県外	不明	計
8			8

3 調査・診断・指導等の現況

児童福祉司や児童心理司が児童や保護者、関係機関等に対して行った調査・診断等の延件数は95,629件、心理療法・カウンセリング等については17,967件であった。

また、施設入所措置や里親委託後の調査や指導等の延件数は、18,019件であった。

(1) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況

〈総数〉 (件)

区 分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員	
児 童	9,548	47	19	10	1,521	1,031	185	29	2,234	4	14,628	5	4,465	4,831	190	9,491
(再掲)児童虐待	5,205	26	15	9	95	11	86	11	401	3	5,862	3	2,299	2,493	164	4,959
(再掲)非 行	623	7			13		35	2	100		780	1	281	322		604
保 護 者	24,390	13	4	1	7	6	18	4	1,532	6	25,981	4	95	5,416	381	5,896
(再掲)児童虐待	13,737	5	4		2		13	1	26	2	13,790	4	23	2,920	297	3,244
(再掲)非 行	1,052	3		1					9		1,065		2	282		284
そ の 他	54,326	52	11	10	2	4			571	44	55,020	11	72	2,433	64	2,580
(再掲)児童虐待	36,218	35	7	9		3			18	20	36,310	8	51	1,355	52	1,466
(再掲)非 行	1,536	7							7	3	1,553			56	1	57
計	88,264	112	34	21	1,530	1,041	203	33	4,337	54	95,629	20	4,632	12,680	635	17,967
(再掲)児童虐待	55,160	66	26	18	97	14	99	12	445	25	55,962	15	2,373	6,768	513	9,669
(再掲)非 行	3,211	17		1	13		35	2	116	3	3,398	1	283	660	1	945

〈中央〉 (件)

区 分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員	
児 童	5,461	29	16	10	376	41	131	16	643	4	6,727	3	2,498	3,291	174	5,966
(再掲)児童虐待	2,723	23	13	9	62	11	65	9	187	3	3,105	2	1,287	1,575	149	3,013
(再掲)非 行	290				5		24		26		345	1	119	175		295
保 護 者	13,313	7	4	1	7	5	18	4	323	6	13,688	3	67	3,434	380	3,884
(再掲)児童虐待	7,142	5	4		2		13	1	14	2	7,183	3	18	1,795	297	2,113
(再掲)非 行	400			1							401		1	119		120
そ の 他	26,009	37	10	10	2	1			256	27	26,352	8	36	1,589	55	1,688
(再掲)児童虐待	15,516	31	7	9					3	11	15,577	7	21	884	47	959
(再掲)非 行	749									1	750			32		32
計	44,783	73	30	21	385	47	149	20	1,222	37	46,767	14	2,601	8,314	609	11,538
(再掲)児童虐待	25,381	59	24	18	64	11	78	10	204	16	25,865	12	1,326	4,254	493	6,085
(再掲)非 行	1,439			1	5		24		26	1	1,496	1	120	326		447

<西部>

(件)

区 分	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導			医 師	児 童 心 理 司	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員	
児 童	4,062	17	3		306	19	54	10	709		5,180	2	1,950	1,489	16	3,457
(再掲)児童虐待	2,482	3	2		33		21	2	214		2,757	1	1,012	918	15	1,946
(再掲)非 行	333	7			8		11	2	74		435		162	147		309
保 護 者	10,848	5				1			297		11,151	1	24	1,840	1	1,866
(再掲)児童虐待	6,595								12		6,607	1	5	1,125		1,131
(再掲)非 行	652	3							9		664		1	163		164
そ の 他	27,832	15	1			3			286	17	28,154	3	36	652	9	700
(再掲)児童虐待	20,702	4				3			15	9	20,733	1	30	471	5	507
(再掲)非 行	787	7							7	2	803			24	1	25
計	42,742	37	4		306	23	54	10	1,292	17	44,485	6	2,010	3,981	26	6,023
(再掲)児童虐待	29,779	7	2		33	3	21	2	241	9	30,097	3	1,047	2,514	20	3,584
(再掲)非 行	1,772	17			8		11	2	90	2	1,902		163	334	1	498

<障福>

(件)

区 分	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導			医 師	児 童 心 理 司	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員	
児 童	25	1			839	971		3	882		2,721		17	51		68
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																
保 護 者	229	1							912		1,142		4	142		146
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																
そ の 他	485								29		514			192		192
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																
計	739	2			839	971		3	1,823		4,377		21	385		406
(再掲)児童虐待																
(再掲)非 行																

(2) 措置停止・措置中等の調査・診断・指導の状況

(件)

区 分	措 置 停 止			調 査 ・ 診 断 ・ 指 導		
	中 央	西 部	計	中 央	西 部	計
児 童 福 祉 施 設	41	24	65	8,326	6,249	14,575
指 定 医 療 機 関 等				28	9	37
里 親 ・ 保 護 受 託 者	9	7	16	1,832	1,575	3,407
計	50	31	81	10,186	7,833	18,019

4 判定の現況

判定業務は、相談があった児童の能力・性格・情緒・適応性などを、面接・心理検査・行動観察などによって心理診断することが中心となる。そして児童をとりまく社会環境・家庭環境・親子関係・学校状況なども併せて理解し、総合的な援助方針を立てている。そのうえで、助言・情報提供を行い、必要に応じてカウンセリングや遊戯療法等の心理的援助を実施している。

業務の概要は以下のとおりである。

- 1) 児童の心理相談・心理療法に関することで、来所面接、家庭訪問、学校訪問等の援助を行い、必要なケースについては嘱託医による問診を実施した。
- 2) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査および事後指導を、市町保健師と協力して実施した。
- 3) 養護・虐待・非行などの要保護児童について、相談支援課・児童虐待対策課・一時保護所とチームを組んで援助している。そのうちの心理診断・医学的診断を受け持ち、児童を理解し、援助方針を立てるとともに、適正な措置に努めた。
- 4) 児童福祉施設に配置された心理療法担当職員の専門的技術の向上のための「心理療法事例検討委員会」を主催、実施した。
- 5) 関係機関と連携した心理支援を行うとともに、研修会等を利用して児童の健全育成・虐待防止の啓発活動を実施した。

(1) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査及び事後指導実施状況

児童心理司が各市町に出向いて、発達心理診断・助言指導及び事後指導を行った。

実施件数は下表のとおりである。なお、平成9年度に乳幼児健診業務が県から市町に移管されたことを契機に、当事業を「こども相談」と呼称している。

こども相談の実施状況

〈全県〉

(件)

	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
中 央	16	11	79	67	68	66	307
西 部	11	22	36	47	60	98	274
計	27	33	115	114	128	164	581

〈中央〉

(件)

市 町 名	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
高 松 市	13	5	74	65	48	47	252
さ ん き 市	1				1		2
東 か が わ 市	2		3	2	7	3	17
小 豆 島 町		6				4	10
土 庄 町			1		6	7	14
三 木 町			1		3	2	6
直 島 町					3	3	6
計	16	11	79	67	68	66	307

〈西部〉

(件)

市 町 名	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
丸 亀 市	5	4	18	17	14	14	72
坂 出 市	1	3	6	7	7	9	33
善 通 寺 市		7	3	1	11	15	37
観 音 寺 市			1		6	9	16
三 豊 市				1	8	10	19
綾 川 町		6	2	2	1	11	22
宇 多 津 町		1		2	4	13	20
琴 平 町	1						1
多 度 津 町	4	1	6	17	8	16	52
ま ん の う 町					1	1	2
計	11	22	36	47	60	98	274

(2) 嘱託医による医学的診断指導実施状況

児童精神科医、精神科医による月 1 回の問診で、発達障害相談、性行相談等に応じている。

〈全体〉 (件)

	児童			保護者			その他		
		虐待	非行		虐待	非行		虐待	非行
計	14	4	3	2			4	3	

※虐待・非行は再掲

〈児童精神科医〉 (件)

	児童			保護者			その他		
		虐待	非行		虐待	非行		虐待	非行
計	14	4	3	2			4	3	

※虐待・非行は再掲

(3) 心理療法事例検討委員会

心理療法が必要な被虐待児の施設入所措置件数の増加に伴い、平成 11 年度から児童養護施設等に対する心理療法担当職員の配置が認められた。入所児に対する心理療法技術の向上を図るために、県内の児童養護施設、児童心理治療施設等の心理職員を対象に、心理療法事例検討委員会を設置し、事例検討会を平成 12 年度から開催している。

事務局を子ども女性相談センターに置き、会長を所長とし、次のとおり実施した。なお、助言者として、小柳晴生氏（元香川大学教授）を迎え、施設職員全体の援助技術の向上を図った。

開催年月日	検 討 事 例	発表者所属	参加者数 (人)
R5. 5. 18	中 1 男子の事例（性行）	若竹学園	26
R5. 7. 20	中 2 女子の事例（虐待）	恵愛学園	25
R5. 9. 21	小 5 男子の事例（虐待）	亀山学園	26
R5. 11. 16	高 2 男子の事例（虐待）	讃岐学園	28
R6. 1. 18	10 歳男子の事例（虐待）	斯道学園	28
R6. 3. 21	16 歳女子の事例（虐待）	川部みどり園	22

(4) 児童福祉施設心理士との情報交換会

令和 5 年度は、心理職の連携強化を目的として、心理療法事例検討委員会終了後の時間を利用して、児童福祉施設心理士と児童心理司らで情報交換会を開催した。直前の心理療法事例検討委員会の振り返りや各施設の心理療法現場の近況報告等をグループで共有し、相互に日頃の課題を出し合って検討した。施設心理士は一人職場が多く、グループでの意見交換を行うことで視野が広がり、課題解決に役立った。

5 対応の現況

(1) 過去5年間の対応状況

相談受付ケースの対応件数は、昨年度からの繰越75件を含む5,575件であり、昨年度に比べ49件増加している。

面接指導のうち助言指導で終わったものが3,270件(58.7%)で最も多く、次に継続指導が985件(17.7%)となっている。

対応状況の推移

(メール相談を除く) (件)

年度	対応	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	利用契約	その他	計	未対応件数
		助言指導	継続指導	他機関斡旋								入所	通所							
R元	中央	1,781	515	56	54		3		75		3	48			3	3		181	2,722	7
	西部	1,018	350	27	106			2	162		20	42		1	9			258	1,995	27
	障福	930	2	6													103	26	1,067	19
	計	3,729	867	89	160		3	2	237		23	90		1	12	3	103	465	5,784	53
R2	中央	1,861	515	47	60		5		64		12	31			6	3		221	2,825	10
	西部	901	478	16	106			1	179		33	36			25	2		261	2,038	26
	障福	1,009	1	5													72	12	1,099	32
	計	3,771	994	68	166		5	1	243		45	67			31	5	72	494	5,962	68
R3	中央	1,526	601	30	72		1		112		22	28			5	1		232	2,630	14
	西部	945	406	18	79				160		22	27			8	2		445	2,112	10
	障福	847		4													71	18	940	19
	計	3,318	1,007	52	151		1		272		44	55			13	3	71	695	5,682	43
R4	中央	1,414	556	61	79		3	3	59		15	42		1	6	2		308	2,549	24
	西部	885	379	2	71				150		13	25		1	5	1		340	1,872	17
	障福	1,032	1	1													71		1,105	34
	計	3,331	936	64	150		3	3	209		28	67		2	11	3	71	648	5,526	75
R5	中央	1,303	585	59	135		4	9	46		14	46			10	2		343	2,556	32
	西部	944	399	21	62				157		22	23			13	4		266	1,911	16
	障福	1,023	1	4													73	7	1,108	44
	計	3,270	985	84	197		4	9	203		36	69			23	6	73	616	5,575	92

(2) 相談種類別対応状況

(総数)

(メール相談を除く)

相談種類別 対応別		面 接 指 導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計	未対応件数
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入所	通所							
養相	児童虐待相談	568	301	24	93		1	3	168		34	35			9			35	1,271	25
護談	その他の相談	348	405	21	95		3	6	33		2	23			13			152	1,101	18
保	健康相談	18	1	4															23	
障害相談	肢体不自由相談																13	1	14	
	視聴覚障害相談																		0	
	言語発達障害等相談	161																	161	
	重症心身障害相談	5	1														41	4	51	
	知的障害相談	1,024	1														19	2	1,046	44
	発達障害相談	133	3	1														2	139	
非相	ぐ犯行為等相談	22	26	6	1							2				1		1	59	1
行談	触法行為等相談	62	39	1	1							3				5			111	
育成相談	性格行動相談	422	133	6	6							5			1			18	591	3
	不登校相談	63	28	2	1													6	100	
	適性相談	7		1															8	
	育児・しつけ相談	207	9	2														4	222	
	その他の相談	230	38	16					2			1						391	678	1
計(件)		3,270	985	84	197	0	4	9	203	0	36	69	0	0	23	6	73	616	5,575	92
		4,339										92								
比率(%)		77.8			3.5		0.1	0.2	3.6		0.6	1.7			0.1	1.3	11.0	100		
再	いじめ相談	5																	5	
掲	児童買春等被害相談																		0	

(中央)

(メール相談を除く)

相談種類別 対応別		面 接 指 導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計	未対応件数
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入所	通所							
養相	児童虐待相談	301	185	17	83		1	3	26		12	28			4			35	695	22
護談	その他の相談	129	217	11	45		3	6	18		2	14			6			96	547	7
保	健康相談	18	1	4															23	
障害相談	肢体不自由相談																			
	視聴覚障害相談																			
	言語発達障害等相談	77																	77	
	重症心身障害相談		1																1	
	知的障害相談	5																	5	
	発達障害相談	78		1														2	81	
非相	ぐ犯行為等相談	14	15	5	1							1						1	37	
行談	触法行為等相談	25	19		1							1				2			48	
育成相談	性格行動相談	280	104	5	4							2						17	412	3
	不登校相談	49	14	2	1													3	69	
	適性相談	6		1															7	
	育児・しつけ相談	173	5	2														2	182	
	その他の相談	148	24	11					2									187	372	
計(件)		1,303	585	59	135	0	4	9	46	0	14	46	0	0	10	2	0	343	2,556	32
		1,947										56								
比率(%)		76.2			5.3		0.2	0.4	1.8		0.5	2.2			0.1		13.4	100		
再	いじめ相談	5																	5	
掲	児童買春等被害相談																		0	

〈西部〉

対応別 相談種別		面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭 支援センター 指導	市町村 指導委託	市町村 送致	福祉 事務所 送致	訓 戒・ 誓約	児童福祉施設		指定医療 機関委託	里親 委託	家庭裁判 所送致	障害児施設 等への利用 契約	その他	計	未 対 応 件 数
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								入 所	通 所							
養相 護談	児童虐待相談	267	116	7	10				142		22	7			5				576	3
	その他の相談	219	188	10	50				15			9			7			56	554	11
保健相談																				
障 害 相 談	肢体不自由相談																			
	視聴覚障害相談																			
	言語発達障害等相談	84																	84	
	重症心身障害相談																			
	知的障害相談	3																	3	
	発達障害相談	54	3																57	
非相 行談	ぐ犯行為等相談	8	11	1								1				1			22	1
	触法行為等相談	37	20	1								2				3			63	
育 成 相 談	性格行動相談	142	29	1	2							3			1			1	179	
	不登校相談	14	14															3	31	
	適性相談	1																	1	
	育児・しつけ相談	34	4															2	40	
その他の相談		81	14	1								1						204	301	1
計(件)		944	399	21	62	0	0	0	157	0	22	23	0	0	13	4	0	266	1,911	16
		1,364										36								
比率(%)		71.4			3.2				8.2		1.2	1.9				0.2		13.9	100	
再 掲	いじめ相談																		0	
	児童買春等被害相談																		0	

〈障福〉

対応別 相談種別		面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務 所送致	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		指定医療 機関委託	里 親 委 託	家庭裁判 所送致	障害児施設等への利用契約	そ の 他	計	未 対 応 件 数
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋						入 所	通 所							
養相	児 童 虐 待 相 談																	
護談	そ の 他 の 相 談																	
保	健 相 談																	
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談														13	1	14	
	視 聴 覚 障 害 相 談																	
	言 語 発 達 障 害 等 相 談																	
	重 症 心 身 障 害 相 談	5													41	4	50	
	知 的 障 害 相 談	1,016	1												19	2	1,038	44
	発 達 障 害 相 談	1															1	
非相 行談	ぐ 犯 行 為 等 相 談																	
	触 法 行 為 等 相 談																	
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談																	
	不 登 校 相 談																	
	適 性 相 談																	
	育 児 ・ し つ け 相 談																	
そ の 他 の 相 談		1		4														5
計(件)		1,023	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	7	1,108	44
		1,028								0								
比率 (%)		92.8													6.6	0.6	100	
再 掲	い じ め 相 談																	
	児 童 買 春 等 被 害 相 談																	

(3) 児童福祉施設への入所措置及び医療機関委託の状況

児童福祉施設への入所件数（契約入所を含む）は、昨年度の105件（措置入所58件、契約入所47件）に対し、今年度は88件（措置入所71件、契約入所17件）となっている。

(人)

施設名		人 員	R4 年 度 末 人 員	R5年度入所人員			R5 年 度 末 (うち 人 員 R6.3.31退所数)
				男	女	計	
乳 児 院	神 愛 館	19	7	1	8	8	13 (3)
	徳 島 赤 十 字 乳 児 院	0			0		0 ()
児 童 養 護 施 設	亀 山 学 園 (和みの家・まどかの家を含む)	44	5	3	8	37	42 (3)
	讃 岐 学 園	34	11	5	16		40 (1)
	恵 愛 学 園	30	5	3	8		33 ()
	阿 波 国 慈 恵 院	0			0		0 ()
	徳 島 児 童 ホ ー ム	1			0		1 ()
	愛 媛 慈 恵 会	3	2	1	3		6 ()
	常 楽 園	0			0		0 ()
	親 和 園	1			0		1 ()
	三 愛 園	4			0		3 ()
	加 茂 愛 育 園	0		1	1		1 ()
	松 山 信 望 愛 の 家	0	1		1		1 ()
福 祉 型 入 所 施 設	川 部 み ど り 園	22 【 2 】	2 【 1 】	【 】	2 【 1 】	3 【 6 】	19 【 3 】 (【 】)
	白 鳥 園	6 【 7 】	1 【 3 】	【 2 】	1 【 5 】		4 【 11 】 (【 】)
	ばんそうS&S児童部(徳島県)	0 【 1 】	【 】	【 】	0 【 0 】		0 【 0 】 (【 】)
	天 使 園 < 愛 媛 県 >	0 【 0 】	【 】	【 】	0 【 0 】		0 【 0 】 (【 】)
	池 田 学 園 < 徳 島 県 >	1 【 1 】	【 】	【 】	0 【 0 】		1 【 1 】 (【 】)
	未 来 < 徳 島 県 >	0 【 1 】	【 】	【 】	0 【 0 】		0 【 0 】 (【 】)
医 療 型 入 所 施 設	かがわ総合リハビリテーション センターこども支援施設	5 【 5 】	1 【 4 】	【 1 】	1 【 5 】	1 【 8 】	5 【 6 】 (【 】)
	高 松 医 療 セ ン タ ー	0 【 0 】	【 】	【 】	0 【 0 】		0 【 0 】 (【 】)
	佐 賀 整 肢 学 園 こ ど も 発 達 医 療 セ ン タ ー	0 【 0 】	【 】	【 】	0 【 0 】		0 【 0 】 (【 】)
	粕 屋 新 光 園 < 福 岡 県 >	0 【 0 】	【 3 】	【 】	0 【 3 】		0 【 1 】 (【 】)
指 定 支 援 発 達 医 療 機 関	四 国 こ ど も と お と な の 医 療 セ ン タ ー	2 【 26 】	【 】	【 3 】	0 【 3 】	0 【 3 】	0 【 27 】 (【 2 】)
	東徳島医療センター<徳島>	1 【 0 】	【 】	【 】	0 【 0 】		1 【 0 】 (【 】)
児 童 心 理 治 療 施 設	若 竹 学 園	8	6	4	10	10	16 (1)
児 童 自 立 支 援 施 設	斯 道 学 園	7	7	4	11	12	8 (2)
	国 立 武 蔵 野 学 院	0			0		0 ()
	高 知 県 立 希 望 が 丘 学 園	0	1		1		1 ()
	徳 島 学 院	0			0		0 ()
計		188 【 43 】	49 【 11 】	22 【 6 】	71 【 17 】	71 【 17 】	196 【 49 】 (10 【 2 】)

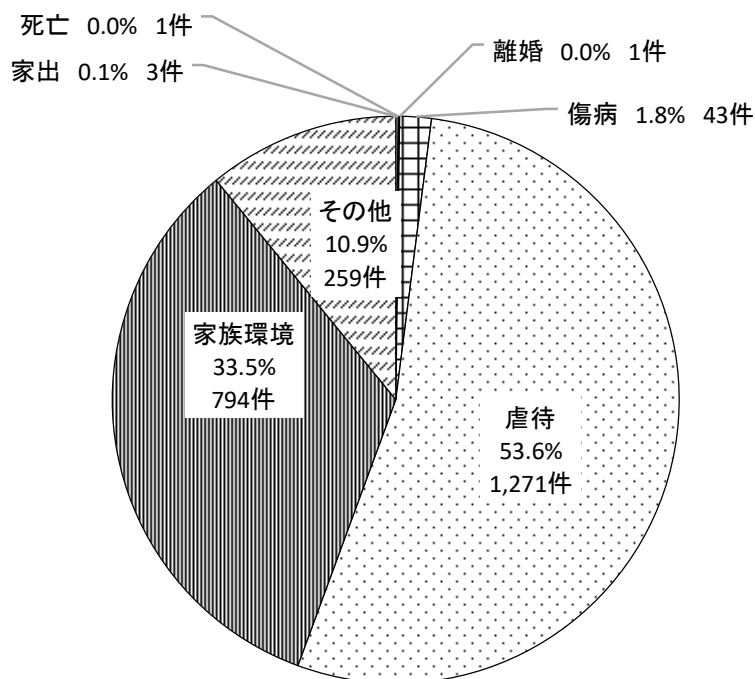
注1 【 】は外数で契約入所数である。

注2 令和5年度末人員は令和6年3月31日退所ケースを含む。

(4) 養護相談の発生要因と対応状況

養護相談の発生原因と対応状況は、養護相談 2,372 件のうち児童虐待が 1,271 件（53.6%）、家庭内不和や経済的破綻などを背景とした家庭環境による要因が 794 件（33.5%）であり、両方で 2,065 件、全体の 87.1%を占めた。昨年度に引き続き、家庭機能の弱体化により家族の結びつきが希薄化している傾向がみられる。

(グラフ5)養護相談発生原因の状況



(件)

要 因 対 応		家	出	死	亡	離	婚	傷	病	虐	待	家族環境	そ の 他	計
児 童 福 祉 施 設 に 入 所	中央							3	28		10		1	42
	西部								7		6		3	16
	計							3	35		16		4	58
里 親 委 託	中央								4		6			10
	西部						1	5		5		1		12
	計						1	9		11		1		22
面 接 指 導	中央	3						11	503		307		36	860
	西部							14	390		261		142	807
	計	3						25	893		568		178	1,667
そ の 他	中央			1				11	160		136		22	330
	西部					1		3	174		63		54	295
	計			1		1		14	334		199		76	625
計 (件)	中央	3		1				25	695		459		59	1,242
	西部					1		18	576		335		200	1,130
	計	3		1		1		43	1,271		794		259	2,372
比率 (%)	中央	0.2		0.1				2.0	56.0		37.0		4.8	100
	西部					0.1		1.6	51.0		29.6		17.7	100
	計	0.1		0.0		0.0		1.8	53.6		33.5		10.9	100

(5) 児童虐待相談の状況

令和5年度に対応した児童虐待のケースは1,271件、前年度比で10.3%増加している。親子関係調整・児童の心理治療等、長期的な援助を必要とするケースが増加している。

通報経路別では、警察（850件）からの通報が最も多く、全体の66.9%を占めている。

① 虐待相談受理・対応件数の推移

(件)

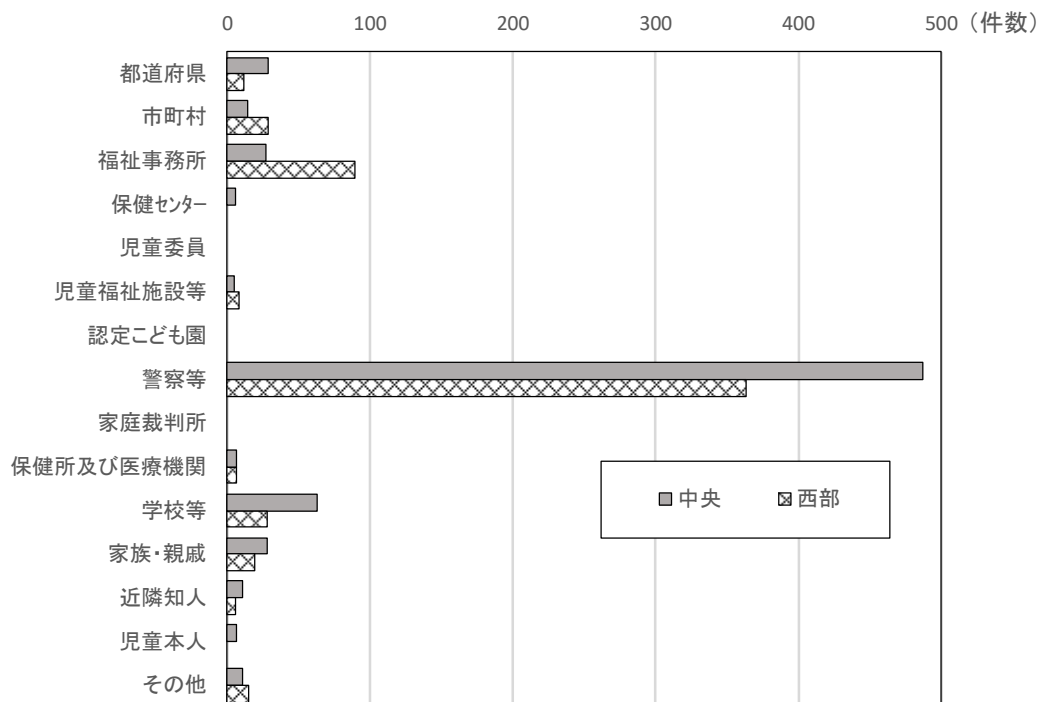
区 分	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
受 理	563	679	1,242	650	612	1,262	525	493	1,018	654	520	1,174	699	569	1,268
対 応	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271

② 虐待ケースの経路別状況の推移

(件)

区 分	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
都 道 府 県	16	17	33	14	17	31	21	11	32	11	6	17	29	12	41
市 町 村	7	17	24	7	32	39	11	15	26	17	9	26	14	29	43
福 祉 事 務 所	37	79	116	51	86	137	24	52	76	21	67	88	27	89	116
保 健 セ ン タ ー			0			0			0			0	6		6
児 童 委 員			0			0			0			0			0
児 童 福 祉 施 設 等	6	6	12	10		10	5	7	12	4	4	8	5	8	13
認 定 こ ど も 園		2	2	4	2	6			0	4	1	5			0
警 察 等	388	383	771	487	345	832	372	353	725	435	370	805	487	363	850
保 健 所 及 び 医 療 機 関	3	21	24	8	6	14	6	9	15	19	5	24	7	7	14
学 校 等	73	55	128	41	50	91	49	27	76	45	19	64	63	28	91
家 族 ・ 親 戚	17	24	41	8	41	49	15	18	33	38	11	49	28	19	47
近 隣 知 人	6	32	38	7	24	31	15	11	26	21	6	27	11	6	17
児 童 本 人	3	1	4	1	6	7	4	7	11	8	5	13	7		7
そ の 他	9	26	35	13	4	17	4	1	5	16	10	26	11	15	26
計	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271

(グラフ6) 虐待ケースの経路別状況



③ 虐待ケースの対応状況の推移

(件)

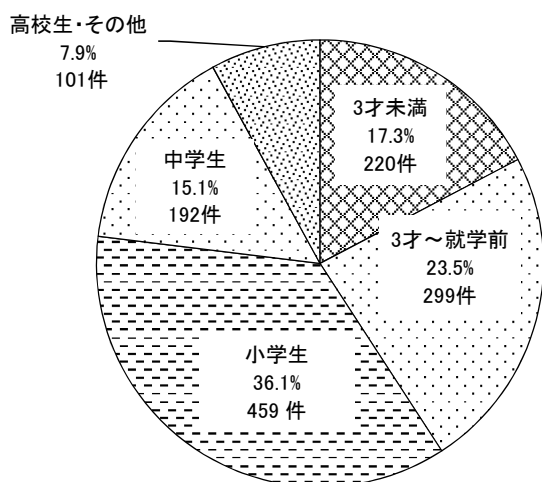
区分	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
施設入所	18	28	46	12	20	32	7	12	19	19	8	27	28	7	35
里親委託		5	5	1	12	13		3	3	3		3	4	5	9
児童福祉司指導措置	29	55	84	24	41	65	23	13	36	39	20	59	83	10	93
面接指導等	428	392	820	516	359	875	389	334	723	475	343	818	503	390	893
児童家庭支援センター指導			0			0			0			0	1		1
市町村指導委託			0			0			0			0	3		3
市町村送致	52	145	197	38	144	182	67	115	182	45	120	165	26	142	168
福祉事務所送致						0			0			0			0
訓戒・誓約	3	17	20	12	24	36	16	21	37	12	6	18	12	22	34
指定発達支援医療機関委託		1	1			0			0	1		1			0
その他	35	20	55	48	13	61	24	13	37	45	16	61	35		35
計	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271

④ 被虐待児童の年齢別・相談種類別の状況

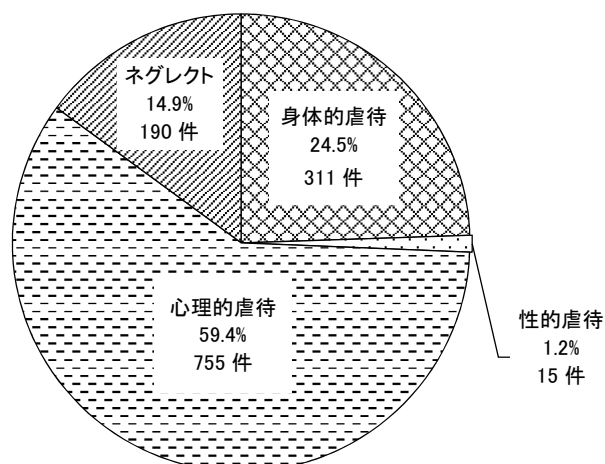
年齢別では、ほぼ例年と同じく、0歳から就学前が約4割、小学生が約4割、中学生以上が約2割である。

種類別の件数では、心理的虐待が755件（59.4%）で最も多く、前年度の682件から増加している。（対前年比10.7%増）。身体的虐待は311件（24.5%）、ネグレクト（養育放棄）は190件（14.9%）であり、ともに前年度より増加している。

（グラフ7）被虐待児童の年齢別状況



（グラフ8）被虐待児童の相談種類別状況

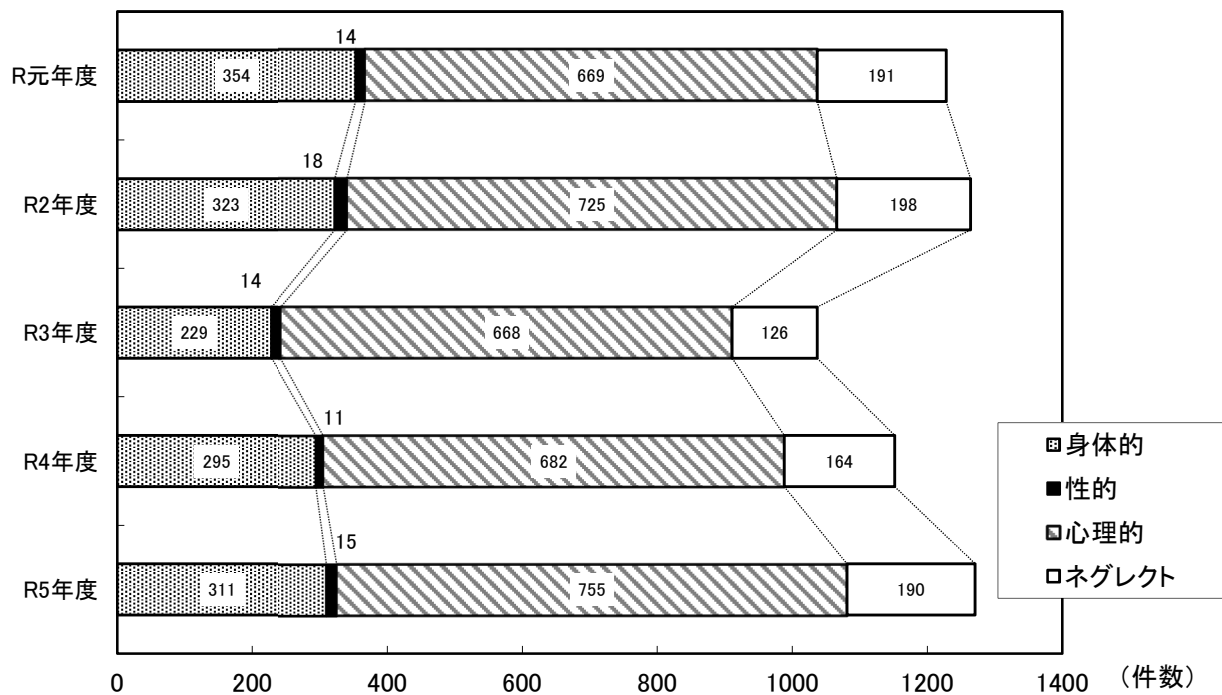


(ア) 被虐待児童の年齢別・相談種類別の状況

(件)

区 分		身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			ネグレクト			合 計		
		中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
0 ～ 3 歳 未 満		7	5	12			0	91	79	170	19	19	38	117	103	220
3 ～ 学 齢 前 児 童		19	41	60			0	83	97	180	34	25	59	136	163	299
小 学 生		80	65	145	2		2	141	109	250	42	20	62	265	194	459
中 学 生		36	26	62	8	1	9	57	39	96	16	9	25	117	75	192
高 校 生 ・ そ の 他		24	8	32	2	2	4	29	30	59	5	1	6	60	41	101
合 計	男	112	86	198	1		1	206	177	383	62	40	102	381	303	684
	女	54	59	113	11	3	14	195	177	372	54	34	88	314	273	587
	計	166	145	311	12	3	15	401	354	755	116	74	190	695	576	1,271

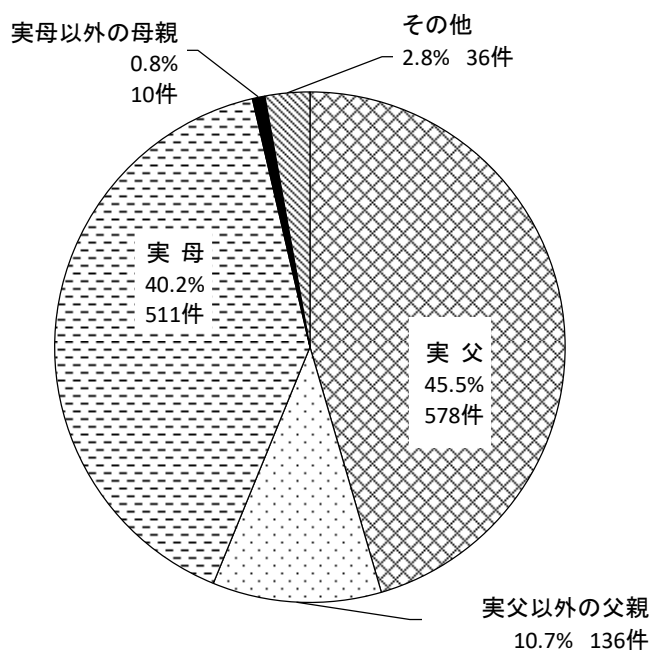
(グラフ9) 被虐待児童の相談種類別対応件数



⑤ 虐待ケースの主な虐待者

主たる虐待者では、実父が最も多く、578 件(45. 5%)となっている。続いて実母が 511 件(40. 2%)、実父以外の父（養・継父等）が 136 件（10. 7%）となっている。

(グラフ10)主たる虐待者の状況



主な虐待者の推移

区 分		実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	その他	計
R元年度	中央	298	55	198		14	565
	西部	285	57	311	5	5	663
	計	583	112	509	5	19	1,228
R2年度	中央	282	61	294	3	11	651
	西部	236	58	290	6	23	613
	計	518	119	584	9	34	1,264
R3年度	中央	222	57	233		14	526
	西部	219	54	217	3	18	511
	計	441	111	450	3	32	1,037
R4年度	中央	272	63	289	4	11	639
	西部	230	78	181	4	20	513
	計	502	141	470	8	31	1,152
R5年度	中央	291	63	306	9	26	695
	西部	287	73	205	1	10	576
	計	578	136	511	10	36	1,271

⑥ 虐待ケースの地域別状況の推移

(件)

区 分	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
高 松 市	477		477	536		536	438		438	551		551	550		550
丸 亀 市		235	235		227	227		145	145		167	167	1	178	179
坂 出 市		51	51		62	62		52	52		75	75		72	72
善 通 寺 市		40	40		51	51		41	41		39	39		59	59
観 音 寺 市		99	99		86	86		93	93		76	76		84	84
さ ぬ き 市	34		34	50		50	29		29	44		44	45		45
東かがわ市	16		16	23		23	11		11	8		8	25		25
三 豊 市		63	63		63	63		53	53		79	79		45	45
小 豆 郡	21		21	16		16	5		5	7		7	12		12
木 田 郡	11		11	14		14	38		38	27		27	54		54
香 川 郡	1		1			0	2		2	2		2	2		2
綾 歌 郡		79	79		61	61		80	80		37	37	3	75	78
仲 多 度 郡		94	94		58	58		44	44		38	38		55	55
県 外	5	2	7	12	5	17	3	3	6		2	2	3	8	11
不 明															
計	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152	695	576	1,271

⑦ 虐待ケースの児童福祉法第28条による措置状況の推移

(件)

区 分	法第28条第1項第1号・第2号による措置														
	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
請求件数	1		1		7	7	1	2	3	4		4	4		4
承認件数	1		1		1	1		3	3	5		5	2		2

⑧ 児童虐待防止法関係実施状況の推移

(件)

区 分		安 全 確 認	出 頭 要 求	立 入 調 査	再 出 頭 要 求	臨 検 ・ 捜 索	援 助 要 請	保 護 者 指 導 勸 告	一 時 保 護 ・ 施 設 措 置 等	親 権 喪 失 審 判	親 権 停 止 審 判	管 理 権 喪 失 審 判	全 部 制 限	面 会 制 限	通 信 制 限	住 所 情 報 の 制 限	接 近 禁 止 命 令
元 年 度	中央	565															
	西部	663		4			10										
	計	1,228		4			10										
R2 年 度	中央	651		2			3										
	西部	613					4										
	計	1,264		2			7										
R3 年 度	中央	526	1	2			2										
	西部	511					1										
	計	1,037	1	2			3										
R4 年 度	中央	639		1			3										
	西部	513															
	計	1,152		1			3										
R5 年 度	中央	695	1	1			1										
	西部	576															
	計	1,271	1	1			1										

6 一時保護の現況

一時保護所は、児童の生活保全の必要性が生じたり、在宅のままでは将来健全な心身の発育上に欠損要因となるおそれのある児童について、受理会議および緊急受理会議において討議し、所長が適当と認めた場合に一時的に保護するもので、主として次の理由により保護を行った。

- 1) 緊急保護……緊急に児童の生活を守る必要があるとき。
- 2) 行動観察……児童の性格行動等の行動観察を行う必要があるとき。
- 3) 短期入所指導……心理治療の場として利用する必要があるとき。

(1) 一時保護児童の推移

一時保護児童の入所状況の推移を見ると、令和5年度は児童虐待等による緊急保護の増加にともない、保護児童全体の延人員も増加した。一時保護委託先及び受け入れ人数枠を増加したが、一時保護所の延人員は増加傾向にあり、平均保護日数は減少しているが、延べ日数は増加した。

昨今は、保護児のプライバシーや権利擁護の尊重を重要視しており、個室対応を基本としたため、現在の状況が入所受け入れ可能最大人数に近くなっている。

① 一時保護の推移

相 談 種 類 別			R 3 年 度			R 4 年 度			R 5 年 度		
			延人員	延日数	平均保護 日数	延人員	延日数	平均保護 日数	延人員	延日数	平均保護 日数
保 護 児 の 相 談 内 容	養 護 相 談		164 (29)	3,690 (734)	22.5 (25.3)	160 (37)	2,587 (549)	16.2 (14.8)	183 (41)	2,615 (561)	14.3 (13.7)
	再 掲	虐 待 相 談	67 (12)	1,722 (246)	25.7 (20.5)	110 (18)	1,916 (263)	17.4 (14.6)	134 (25)	2,246 (475)	16.8 (19.0)
	ぐ 犯 相 談		17 (3)	314 (3)	18.5 (1)	11 (4)	70 (32)	6.4 (8)	14 (8)	178 (93)	12.7 (11.6)
	触 法 相 談		3 (2)	110 (103)	36.7 (51.5)	8 (3)	104 (64)	13 (21.3)	6 (3)	275 (156)	45.8 (52.0)
	知的障害相談										
	性格行動相談		42 (12)	1,013 (374)	24.1 (31.2)	35 (5)	729 (50)	20.8 (10)	35 (9)	515 (246)	14.7 (27.3)
	不登校相談		3 (0)	23 (0)	7.7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他		1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計			230 (47)	5,151 (1,215)	22.4 (25.6)	214 (49)	3,490 (695)	16.3 (14.2)	238 (61)	3,583 (1,056)	15.1 (17.3)
一 日 平 均 保 護 人 員					14.1 (3.3)			9.6 (1.9)			9.8 (2.9)

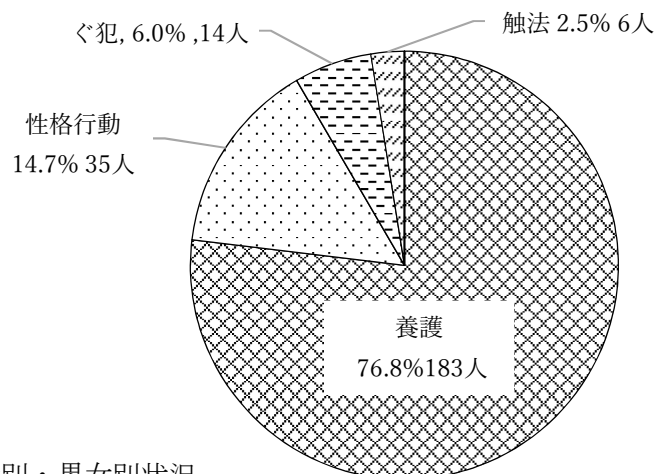
() 内の数字は西部の再掲である。

(2) 一時保護実施状況

① 一時保護児童の相談種類別状況

一時保護児童 の相談種類別	延 人 員 (C)	区 分			延 日 数 (D)	平均保護 日数 $\frac{(D)}{(C)}$
		緊急保護	受 理 保 護 観 察	短 期 治 療		
養 護 相 談	183(41)	68(4)	26(8)		2,615(561)	14.3(13.7)
再掲 虐待相談	134(25)	51(4)	20(6)		2,246(475)	16.8(19.0)
ぐ 犯 相 談	14(8)	8(2)	3(2)		178(93)	12.7(11.6)
触 法 相 談	6(3)	1(0)	3(1)		275(156)	45.8(52.0)
知 的 相 談	0	0	0		0	0
性格行動相談	35(9)	18(0)	6(2)		515(246)	14.7(27.3)
不 登 校 相 談	0(0)	0(0)	0(0)		0(0)	0(0)
そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)		0(0)	0(0)
合 計 (A)	238(61)	95(6)	38(13)		3,583(1,056)	15.1(17.3)
延 日 数 (B)	3,583(1,056)	1,023(31)	1,590(615)			
平均保護日数 $\frac{(B)}{(A)}$	15.1(17.3)	10.8(5.2)	41.8(47.3)			
一日平均保護人員	9.8(2.9)	() 内の数字は西部の再掲である。				

相談種類別比較状況

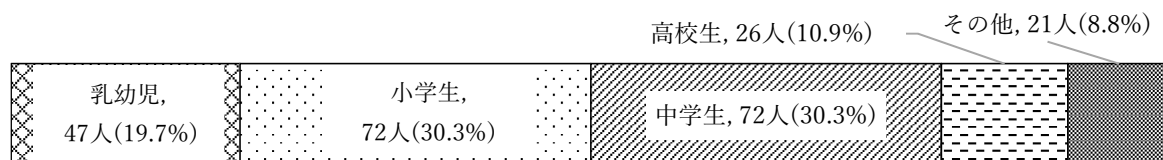


③ 入所児童年齢別・男女別状況

(人)

年齢		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16以上	計
人員		1 (0)	1 (1)	4 (2)	8 (0)	16 (2)	13 (4)	14 (1)	10 (0)	7 (2)	14 (2)	8 (3)	19 (4)	11 (5)	28 (9)	28 (7)	17 (5)	39 (14)	238 (61)
内 訳	男	1 (0)	0 (0)	2 (2)	4 (0)	10 (2)	5 (0)	4 (0)	8 (0)	4 (1)	9 (2)	5 (2)	12 (2)	3 (1)	11 (4)	17 (5)	7 (1)	9 (6)	111 (28)
	女	0 (0)	1 (1)	2 (0)	4 (0)	6 (0)	8 (4)	10 (1)	2 (0)	3 (1)	5 (0)	3 (1)	7 (2)	8 (4)	17 (5)	11 (2)	10 (4)	30 (8)	127 (33)

入所時の年齢。下段の数字は西部の再掲である。

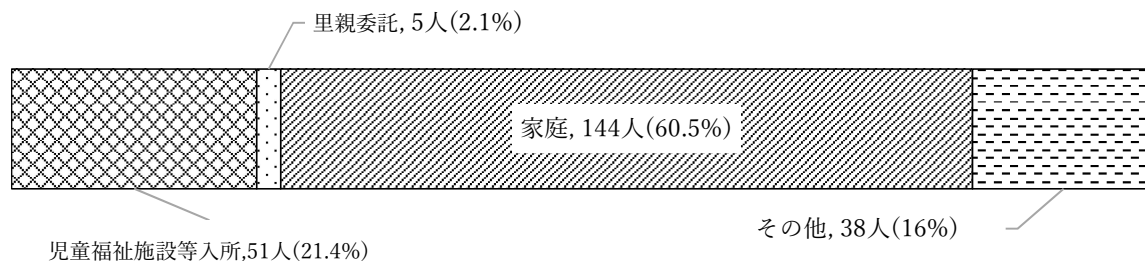


④ 一時保護児童退所状況

(人)

施設	讃岐学園	亀山学園	恵愛学園	新道学園	神愛館	みどり園	白鳥園	若竹学園	自立援助ホーム	その他	計	里親	家庭	家裁送致	その他
人数	3 (0)	11 (8)	3 (0)	23 (5)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	4 (1)	16 (2)	4 (0)	67 (17)	5 (3)	144 (36)	3 (2)	19 (3)

下段の数字は西部の再掲である。



⑤ 一時保護児童地域別状況

(人)

市・郡	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	小豆郡	木田郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	計
人数	154	25	11	3	5	4	3	5	1	11	0	6	6	4	238

⑥ 一時保護委託状況の推移（年度中の委託解除分）

(人)

年 度	委 託 先									
	警察等	児 童 福 祉 施 設					里親	その他	計	延日数
		児 童 養 護 施 設	乳 児 院	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 障 害 児 治 療 施 設	関 係 施 設				
R元年度	27 (21)	80 (46)	36 (15)	37 (11)	4 (2)	17 (10)	94 (49)	101 (69)	396 (223)	6,560 (3,962)
R2年度	83 (34)	94 (76)	24 (12)	56 (17)	12 (9)	14 (10)	149 (75)	153 (96)	585 (329)	8,341 (5,213)
R3年度	106 (30)	84 (49)	28 (11)	52 (19)	7 (5)	10 (1)	138 (63)	115 (57)	540 (235)	7,807 (4,109)
R4年度	108 (29)	87 (75)	19 (3)	47 (16)	1 (0)	3 (1)	112 (26)	61 (39)	438 (189)	6,520 (2,168)
R5年度	130 (31)	106 (65)	28 (11)	54 (10)	6 (2)	6 (2)	114 (57)	111 (64)	555 (242)	7,116 (3,168)

() 内の数字は西部の再掲である。

令和5年度一時保護委託は555人で、昨年度に比べ、117人増加している。

⑦ 一時保護所の年間行事及び日課

規則正しい生活習慣を身につけられるように、日課（週・日々）に従って生活している。

家庭的な雰囲気も大切に、季節行事や誕生会等も開催している。

ア 年間行事

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	合同 防災訓練 こどもの日		七夕			ハロウィン		大掃除 クリスマス	書初め 初詣	節分	ひな祭り

イ 日課

時間	日課
6 : 45	起床・洗面・掃除
7 : 30	朝食
8 : 30	朝学（百マス計算問題等）
9 : 30	朝礼 ラジオ体操
10 : 00	学習
11 : 30	学習片付け
12 : 00	昼食 昼休み
13 : 00	学習
14 : 00	午後の日課
15 : 00	おやつ 入浴・洗濯物の片付け等 余暇
18 : 15	夕食 日記・余暇 就寝の準備
21 : 00	終礼（小学生以下消灯）
22 : 00	消灯

ウ 週間時間割

区分	午 前		午 後	
	10 : 00～11 : 30		13 : 00～ 14 : 00	14 : 00～ 15 : 00
日	ハウスタイム		ハウスタイム	
月	学 習	学 習	学 習	寮内清掃
火	学 習	野 外 活 動		
水	学 習	学 習	学 習	屋外清掃
木	学 習	学 習	学 習	図 工
金	学 習	学 習	学 習	ハウス タイム
土	写 本	写 本	ハウスタイム	

7 閉庁時の電話対応及び処理状況

児童虐待防止対策支援事業の1つとして、平成17年度より夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図っている。現在一時保護所において、24時間・365日体制で、電話による相談の受付をしており、緊急時にも対応できる体制になっている。

(件)

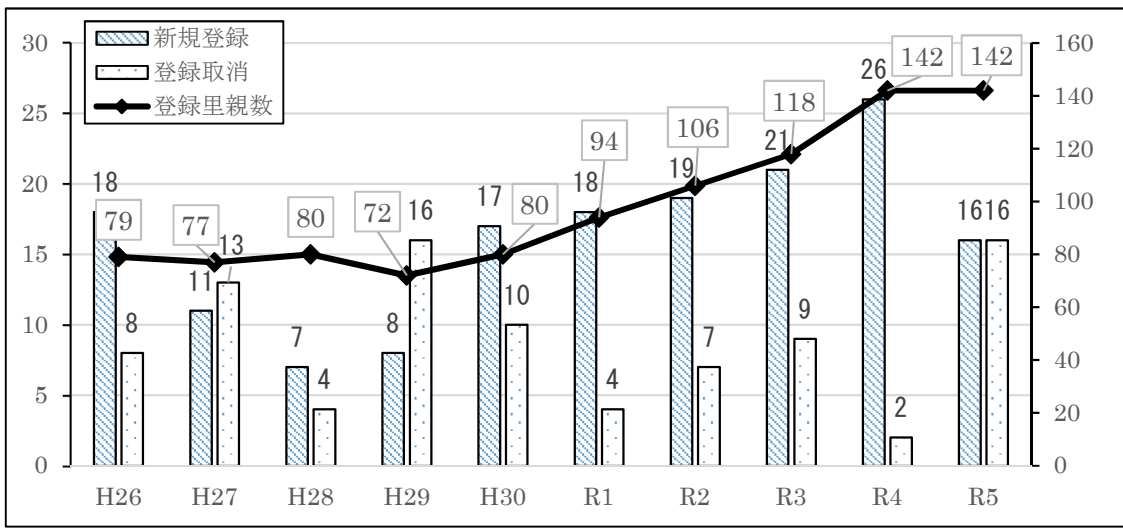
電話受付時間帯 (8:30～17:00 は 土日祝日の受付)	R4 年度		R5 年度	
	電話 件数 (件)	通話 時間 (分)	電話 件数 (件)	通話 時間 (分)
8：30～9：30	130	494	129	449
9：30～10：30	155	585	146	551
10：30～11：30	142	730	132	538
11：30～12：30	114	639	113	471
12：30～13：30	118	733	134	439
13：30～14：30	112	505	136	582
14：30～15：30	115	455	150	501
15：30～16：30	134	825	141	640
16：30～17：30	155	718	140	509
17：30～18：30	397	871	413	1,000
18：30～19：30	585	1,390	539	1,246
19：30～20：30	524	1,402	377	1,053
20：30～21：30	352	1,277	315	1,131
21：30～22：30	312	1,228	247	873
22：30～23：30	190	963	217	863
23：30～0：30	188	618	160	669
0：30～1：30	92	348	111	435
1：30～5：30	176	580	278	1,263
5：30～6：30	50	124	67	265
6：30～7：30	106	272	140	355
7：30～8：30	188	411	275	634
総 合 計	4,335	15,168	4,360	14,467

詳 細		R4 年度	R5 年度
内 容	養 護	8	5
	虐 待	111	62
	非 行	0	0
	育 成	1	3
	女 性	14	42
	苦 情	227	110
	相 談	432	378
	関係機関	1,246	1,256
	無 言	53	52
	取次事項	1,539	1,570
	ハ ウ ス	410	353
	そ の 他	294	529
	合 計		4,335
性 別	男	1,851	1,673
	女	2,431	2,626
	不 明	53	61
合 計		4,335	4,360
処 理 方 法	連絡事項	2,035	2,229
	指導助言	22	82
	関係機関 紹 介	62	84
	ハ ウ ス	933	643
	発 信	966	810
	そ の 他	317	512
総 合 計		4,335	4,360

8 里親・里子の現況

(1) 里親登録の状況

①登録里親数の推移



②里親の種類別登録（認定）状況

里 親 の 区 分	里 親 登 録 数 (R6. 3. 31 現在)	R4 年度	
		新規登録(認定)件数	取消件数
養 育 里 親	98 組	9 組	12 組
(再 掲) 専 門 里 親	2 組	0 組	0 組
養 子 縁 組 里 親	44 組	7 組	4 組
親 族 里 親	0 組	0 組	0 組
登録(認定)里親総数	142 組	16 組	16 組

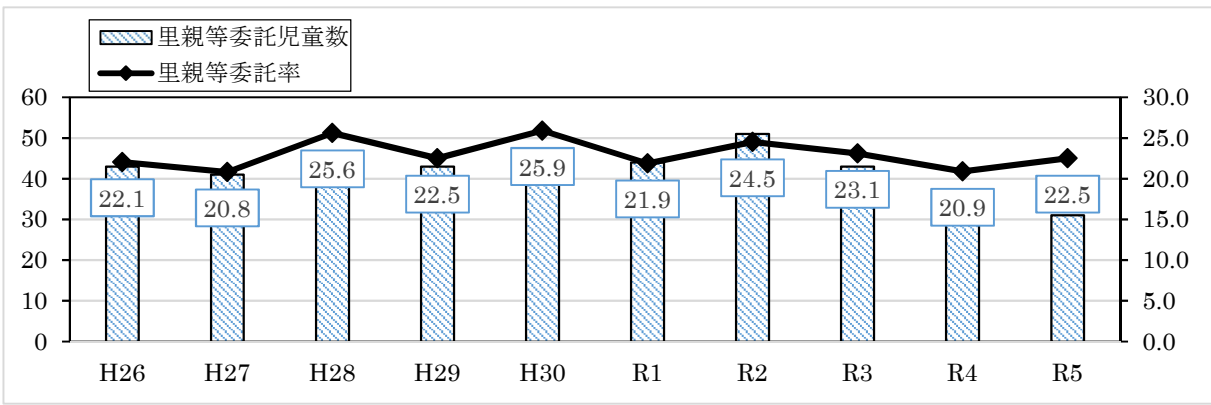
注) *養育里親と養子縁組里親の二重登録者は27組で登録(認定)里親実数は115組である。
*令和5年度末現在の委託里親数は27組(養育里親22組、養子縁組里親5組)である。
*県下のファミリーホームは3事業所で、定員は16人である。

(2) 里親委託の状況

① 里親等委託児童数及び里親等委託率の推移

(人)

(%)



② 里子の性別・年齢別委託状況（R6. 3. 31 現在）

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
男	15	4	0	3	20
女	9	2	4	4	21
計	24	6	4	7	41

注）＊ 県外の養育里親への委託 2 人及びファミリーホームへの委託 10 人を含む

③ 里親への一時保護委託の推移

年度	委託児童数等	乳幼児	小学生以上	計	委託里親実数
3 年度	委託児童数（実数）	41	7	48	18
	委託日数（延べ）	721	77	798	
4 年度	委託児童数（実数）	42	3	45	23
	委託日数（延べ）	753	59	812	
5 年度	委託児童数（実数）	46	0	46	29
	委託日数（延べ）	859	0	859	

(3) 週末ファミリー事業

児童福祉施設等の入所児童が、週末や夏季休暇等連続した休暇の期間を利用して、委託家庭（週末ファミリー宅）において家庭生活を体験した。週末ファミリー（週末里親）は、申請に基づき香川県が認定・登録を行っている。

令和 5 年度の登録者は、100 組である。今年度は 5 組のファミリー宅で、7 名の子どもが 152 回、延べ 217 日の家庭生活を体験した。

(4) 里親制度普及促進事業

① 養育里親研修の実施状況

研修の区分	内 容	開催回数	参加者数	実習受入施設
基 礎 研 修	講義・演習（1 日間）	3 回	19 名	
	施設見学実習（1 日間）	3 回	19 名	一時保護所
登 録 前 研 修	講義（1 日間）	3 回	23 名	
	演習（1 日間）	3 回	23 名	
	養育実習（2 日間）	3 回	19 名	児童養護施設 3
更 新 研 修	講義・演習（1 日間）	2 回	22 名	
	養育実習（1 日間）	1 回	0 名	一時保護所

＊ 研修講師：児童相談所職員、里親支援機関職員、先輩里親、養親等

② 普及啓発の状況

事業の区分	開催年月日及び内容
里親制度説明会	・年間を通じて里親支援機関が里親制度ミニ説明会を行った。 ・普及啓発 DVD 上映及び里親体験発表 R5. 10. 9 : サンメッセ香川 参加者 23 名
特別養子縁組制度説明会	・特別養子縁組制度説明会を行った。 ・養子当事者による講演やグループディスカッション R6. 1. 20 : 香川県社会福祉総合センター 参加者 42 名
パネル展示	R5. 11 月 : パネル展示 (高松市との共催事業)
広報誌掲載	県下全市町等に広報誌への里親制度普及啓発記事の掲載を依頼
リーフレット配布	里親委託及び里親制度の普及のためリーフレットを市町村や里親支援機関、子育て支援関連団体へ配布した。
その他	高松市内の街頭キャンペーンや丸亀国際ハーフマラソンにおいて里親制度の啓発を行った。

(5) 里親委託推進・支援等事業

① 里親サロンの開催状況

サロンの区分	開催年月日	内 容	参加者
特別養子縁組親子サロン	第 1 回 (R5. 9. 25)	養子縁組里親・里子や養親・養子等を対象に、同じ立場で安心して交流できる機会を提供し、情報交換や養育技術の向上を図ることを目的に実施。	24 名
	第 2 回 (R5. 11. 3)		16 名
	第 3 回 (R6. 2. 2)		10 名
	第 4 回 (R6. 3. 20)		29 名

* 特別養子縁組親子サロンには、里親・養親に加えて、児童相談所職員も参加している。

② レスパイト・ケア実施状況

令和 5 年度中に 3 組の里親がレスパイト・ケアを受け、3 人の里子を登録里親 2 組へ延べ 9 日間の委託をした。

③ 里親支援機関実務者会

構 成 員 : 乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童相談所等

実施回数 : 12 回

内 容 : 里親支援に関する情報共有、里親支援機関が実施する家庭訪問や里親サロンの企画・運営、また地域での啓発活動についての検討を行っている。

(6) 香川県里親会事務局業務

① 里親里子交流事業

開催年月日	事業内容	参加者数
R5. 6. 4 地域別里親 交流会	交流会の参加者を地域別で 3 チームに分けて近隣の里親・里子同士で交流をした。新型コロナがまん延して以降、久しぶりのお弁当を食べながらの交流会となった。	46 名
R5. 7. 29～ R5. 7. 30 防災キャンプ	非常事態が発生し避難生活を余儀なくされた場合の訓練をキャンプの中で行った。里親子で協力しながら災害時用の食料を調理して食べるという体験ができた。	24 名
R5. 11. 12 新屋島水族館	水族館への遠足を通じて里親家庭同士で交流しつながりを深めることができた。里子らは餌やりやイルカのショーを楽しんで思い出に残る一日を過ごすことができた。	34 名

② 四国地区里親研修会

令和 5 年度は四国地区の当番県として香川県で開催し、100 名の参加があった。

開催年月日：令和 5 年 9 月 10 日

会 場：かがわ総合リハビリテーション福祉センター

内 容：講演、情勢報告、里親による体験発表等

講 演：演題「明日が変わる子育て講座」

講 師：香川大学医学部 助教 鈴木裕美氏

③各種研修会参加状況

- ・第 1 回里親会会長研修会（令和 5 年 5 月 10 日～11 日）東京都 参加者：里親 1 名
- ・全国里親大会（令和 5 年 10 月 28 日～29 日）兵庫県 参加者：里親 1 名
- ・第 2 回里親会会長研修会（令和 6 年 1 月 18 日～19 日）東京都 参加者：里親 1 名

9 特別事業の現況

(1) ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業

① 趣旨

不登校の状態にある児童や不登校に至ることが心配される児童に対して、教育分野と連携しつつ、児童や家庭に対する総合的な援助をすることを目的として実施するものである。

② 事業の内容及び実施状況

ひきこもり不登校児童や不登校に至ることが心配される児童に対して、児童福祉司による指導の一環として、児童の兄または姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタル・フレンド）をその家庭に派遣し、児童の話し相手や遊び相手になる等ふれあいを通じて児童の福祉の向上を図った。

ア メンタル・フレンド登録者

17名（男性6名、女性11名）

イ メンタル・フレンド在学または所属先

香川大学（大学院含む）：4名 四国学院大学：10名 社会人：3名

ウ メンタル・フレンド派遣対象児童

（人）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
男													
女					1								1

エ 活動状況

月1回、2時間程度の活動で、活動回数は17回であった。

そのうち、研修会・活動報告会を下記のとおり実施した。

回数	開催年月日	参加人数(人)	内 容
1	R6. 1. 20	9	メンタルフレンド事前研修 経験者談話 不登校、引きこもりについての講義、グループワーク

(2) 児童虐待防止相談機能強化事業

① 趣旨

児童虐待が複雑多様化する中、児童に関わる各分野の職員を対象に、児童虐待に対する専門性の向上や対応力の強化のため、研修会を開催するものである。

② 事業の内容及び実施状況

児童福祉・教育に関連する職場に従事する人を対象に、外部講師を招いて研修会を開催した。
令和5年度はオンライン会議システムを用いて実施した。

—講演—

日時 令和5年10月28日 10時00分～16時30分

テーマ 「愛着障害と発達障害の理解と支援」

講師 米澤 好史 氏（和歌山大学教育学部教授）

参加者 61名

10 家庭支援相談事業等の現況

(1) 家庭支援電話相談（子どもと家庭の電話相談）事業

家庭や地域での児童の養育機能の低下などにより、児童に関する問題が複雑・多様化している。そこで、子どもや家庭等の悩みや問題等に対し、専門電話による相談を通じて早期に適切な援助を行うことを目的とする家庭支援電話相談を行っている。

ア 電話相談受付状況の推移（年度・月別受付状況）

(件)

	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
内訳	相 談 件 数	無 言・ いた ずら	受 付 総 件 数	相 談 件 数	無 言・ いた ずら	受 付 総 件 数	相 談 件 数	無 言・ いた ずら	受 付 総 件 数	相 談 件 数	無 言・ いた ずら	受 付 総 件 数	相 談 件 数	無 言・ いた ずら	受 付 総 件 数
件数	681	96	777	626	127	753	537	173	710	459	141	600	481	128	609

イ 相談年齢別内訳の推移

(件)

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
乳 幼 児	149 (21.9)	126 (20.1)	126 (23.5)	96 (20.9)	134 (27.9)
小 学 生	226 (33.2)	225 (35.9)	136 (25.3)	154 (33.6)	135 (28.1)
中 学 生	94 (13.8)	117 (18.7)	104 (19.4)	100 (21.8)	95 (19.8)
高 校 生	87 (12.8)	65 (10.4)	101 (18.8)	64 (13.9)	61 (12.7)
そ の 他	125 (18.3)	93 (14.9)	70 (13.0)	45 (9.8)	56 (11.6)
計	681 (100.0)	626 (100.0)	537 (100.0)	459 (100.0)	481 (100.0)

(注) () 内は%

ウ 相談種類別内訳の推移

(件)

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養 護 相 談	16 (2.3)	20 (3.2)	13 (2.4)	32 (7.0)	26 (5.4)
保 健 相 談	11 (1.6)	19 (3.0)	14 (2.6)	13 (2.8)	22 (4.6)
障 害 相 談	19 (2.8)	28 (4.5)	23 (4.3)	44 (9.6)	42 (8.7)
非 行 相 談	23 (3.4)	13 (2.1)	17 (3.2)	15 (3.3)	8 (1.7)
育 成 相 談	326 (47.9)	301 (48.1)	254 (47.3)	231 (50.3)	241 (50.1)
そ の 他	286 (42.0)	245 (39.1)	216 (40.2)	124 (27.0)	142 (29.5)
計	681 (100.0)	626 (100.0)	537 (100.0)	459 (100.0)	481 (100.0)

(注) () 内は%

エ 電話相談内容（性別・年齢層・相談者・対応方法）

TEL：862-4152 受付分

内訳	性別		対象年齢層					相談者					対応方法					
	男	女	乳	小	中	高	そ			本人 (18歳未満)	本人 (18歳以上)	そ	専門 相談	関係 先紹介	面 接	助 言 指 導	児童 福祉 司 引 継	そ
	性	性	児	生	生	生	他	父	母			他						他
計(件)	246	235	134	135	95	61	56	30	315	17	56	63		41		359	81	
比率 (%)	51.1	48.9	27.9	28.1	19.8	12.7	11.6	6.2	65.5	3.5	11.6	13.1		8.5		74.6	16.8	

オ 電話相談内容（相談種類別）

TEL：862-4152 受付分

内訳	虐	養	保	肢	視	言	重	知	発	ぐ	触	性	不	適	し	そ	
	待	護	健	体	聴	語	症	的				格	登		つ	の	計
				不	覚	達	心	障				行					
				自	障	障	身					動	校	性	け	他	
				由	害	害	害	害	達	犯	法						
計(件)		26	22			5			37	8		79	43	7	112	142	481
比率 (%)		5.4	4.6			1			7.7	1.7		16.4	8.9	1.5	23.3	29.5	100.0

(2) 嘱託弁護士相談

平成 27 年度より 1 名の嘱託弁護士が、また令和元年度からは、中央に 3 名、西部に 1 名の嘱託弁護士が非常勤で配置された。これにより毎週月曜日から金曜日までの間、中央と西部のいずれかの弁護士に相談できる体制が整った。内容は、児童相談における法的対応についての助言をはじめ、法第 28 条申請等の書類作成や援助方針会・虐待受理会等における助言など多岐にわたり、ケースワークに活かされている。

(3) 児童家庭専門家相談

児童虐待対応や援助困難ケース等について、医師、臨床心理士、元児童相談所職員等（計 3 名に委嘱）から助言、SV を受けることで、迅速かつ適切な対応を図っている。

(4) 児童養護施設等援助困難事例検討会

平成 14 年度から児童養護施設等の援助困難事例を募り、スーパーバイザーによる助言を受けることにより、入所児童や保護者に対する施設職員の援助技術の向上を図っている。

開催年月日	事例提供施設	講師	参加人数(人)
R5. 9. 25	自立援助ホームひいらぎ	龍谷大学教授 森田喜治 氏	32
R6. 1. 22	恵愛学園	同上	36

11 児童虐待問題対策

(1) 市町要保護児童対策地域協議会

令和3年度末現在、「要保護児童対策地域協議会」は8市8町、「児童虐待防止の機能を持つネットワーク会議」は1町に設置されている。代表者会議、実務者会議を始め、個別ケース検討会議に出席し、個別支援を市町と連携して行った。

中央は、高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町の3市4町、西部は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾川町、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町の5市5町を管轄している。

(2) 児童虐待事例検討会

県及び市町の虐待事例等における児童相談業務を強化するため、児童虐待防止に精通した実務者を講師として迎え、専門的見地からの助言を受けた。

(件)

回数	開催年月日	検討事例	合計
第1回	R5. 7. 25	4 (中央2、西部2)	4
第2回	R5. 10. 31	4 (中央2、西部2)	4

(3) 保護者カウンセリング事業

児童虐待を行った保護者等に対し、精神科医(3名に委嘱)や臨床心理士(3名に委嘱)によるカウンセリング等を実施し、児童虐待の再発防止を図っている。

(4) 保護者等指導・支援事業

児童虐待により施設入所等となった児童と保護者の家族再統合に向け、必要と認められるケースについて児童福祉司等が家族再統合プログラムを作成し、児童と保護者双方への支援を行っている。多角的な見地に基づく効果的な家族再統合プログラムの作成に向け、児童福祉司等が精神科等の医師(3名に委嘱)や臨床心理士(2名に委嘱)から内容に係る助言を受けるとともに、精神科医や臨床心理士が保護者等に対するカウンセリング等を実施することで、家族再統合を図っている。

(件)

年 度 区 分	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	中央	西部	中央	西部	中央	西部	中央	西部	中央	西部
家族再統合プログラム 実施件数	44	53	61	72	82	87	98	54	141	62

※ 当該年度中に新たにプログラムを開始した件数。

12 香川県児童福祉審議会児童相談部会の開催

回数	開催年月日	審 議 事 項 等
1	R5. 6. 19	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 6 件 2 被措置児童等虐待に関する報告案件 1 件 3 令和 4 年度第 3 回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 78 件
2	R5. 10. 16	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 3 件 2 被措置児童等虐待に関する報告案件 1 件 3 令和 5 年度第 1 回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 89 件
3	R6. 2. 19	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 5 件 2 被措置児童等虐待に関する報告案件 1 件 3 法第 28 条による申立に係る報告案件 1 件 4 令和 5 年度第 2 回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 60 件

13 関係機関との連携

子どもや家庭が抱える問題は複雑・多様化しており、関係機関の連携によるネットワーク構築とその活用による援助が必要となっている。令和 5 年度においても各関係機関との情報交換会等を開催し、互いの組織の役割や機能について理解を深め、情報の共有を図りより良い連携ができる体制づくりを行った。

(1) 警察と児童相談所の情報交換会

児童虐待・非行・女性相談における警察との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化するために情報交換会を開催した。

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R5. 9. 5	① 子ども女性相談センターにおける児童虐待・非行・女性相談の対応状況について ② 警察署における児童虐待・非行・女性相談の対応状況について ③ 警察署と子ども女性相談センターとの連携のあり方について	29

・ R5. 12. 7 警察と児童相談所等による児童虐待事案対応合同訓練

目 的：児童虐待事案について更なる連携の強化と児童の安全確認及び安全確保を最優先とした現場対応能力向上を図る。

場 所：県警察学校

内 容：訓練説明・協議

想定訓練 1 立入調査

想定訓練 2 臨検・捜索

検討会

参加機関：高松地方検察庁、県警察本部、各警察署、高松市、県教育委員会、県子ども家庭課、児童相談所

(2) 教育委員会と児童相談所の情報交換会

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R5. 8. 22	① 児童相談所における児童虐待・非行対応等の現状について ② 児童相談所一時保護所における児童指導・教育の現状について ③ 子ども女性相談センター女性課におけるDV対応の現状について ④ 児童虐待・非行対応等における教育委員会と子ども女性相談センターとの連携に関する意見交換	26

(3) 児童虐待事件等に関する司法機関との連携

少年法等の改正を受けての、少年事件に関する実務上の運用と連携について少年保護関係機関で確認が必要なほか、児童虐待事案に関しても司法面接の運用などの面で、司法機関との緊密な連携が求められている。

○少年保護関係機関と家庭裁判所との連絡協議会

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R4. 10. 21	① 少年法等の改正に伴う新たな手続きの運用と連携について ② 少年事件に関する実務上の諸問題について	30

○高松地方検察庁との連携

平成 26 年度に始まった高松地方検察庁との連携では、処分前カンファレンスや司法面接を実施したほか、平成 30 年度から実施している司法面接プロジェクトチーム会議では司法面接の運用や課題について検討した。

- ・逮捕事案に関する処分前カンファレンスの実施
- ・司法面接の施行
- ・司法面接プロジェクトチーム会議（①R5. 6. 2 ②R5. 12. 5 ③R6. 1. 31）

(4) 見学研修の受入

各関係機関と相互にそれぞれの役割の理解を深めスムーズな連携が図れるように、関係機関からの見学研修について依頼に応じて積極的に受け入れた。

警察（2 回）、教員、児童福祉施設職員、学生（大学生 3 回）など対象に年間 7 回行った。

14 職員研修の状況

回数	開催年月日	研修内容	講 師
1	R5. 4. 4 R5. 4. 10	令和5年度人事異動に伴う実務研修	所長、各課長ほか
2	R5. 5. 10	模擬面接から考える面接の進め方	子ども女性相談センター 次長（兼）相談支援課長 山下 晶子
3	R5. 10. 3	児童相談所の体制強化のこれまでとこれから	子ども女性相談センター 次長（兼）相談支援課長 山下 晶子
4	R5. 10. 24	保護者指導・支援の実践事例	子ども女性相談センター 児童虐待対策課長 田村 真佐司
5	R5. 11. 22	精神保健福祉法における通報対応	子ども女性相談センター 副主幹 三谷 浩平
6	R5. 11. 30	児童虐待対応における立入調査等	子ども女性相談センター 児童虐待対策課長 田村 真佐司
7	R5. 12. 19	所長講話	子ども女性相談センター 所長 有岡 光子
8	R6. 1. 10	児相・警察合同訓練振り返り	子ども女性相談センター職員
9	R6. 1. 17	アンガーマネジメントについて	西部子ども相談センター 主任 川田 晃司 主任 香西 彩花
10	R6. 1. 26	一時保護時の司法審査に関するオンライン研修	児童相談所内弁護士協会弁護士
11	R6. 2. 9	刑事訴訟法等の改正を受けた子どもの被害聴取の留意点について	子ども女性相談センター 児童虐待対策課長 田村 真佐司 主任 太田 有香
12	R6. 2. 28	サインズ オブ セーフティのいろは（研修報告）	子ども女性相談センター 主任 松本 直樹 主任 関 幸愛
13	R6. 3. 5	費用認定事務について	子ども女性相談センター 次長（兼）相談支援課長 山下 晶子
14	R6. 3. 11	刑事訴訟法第321条の3施行後の司法面接予定児童の一時保護の対応（案）	子ども女性相談センター 児童虐待対策課長 田村 真佐司

15 地域連携支援の現況

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正に伴い、県（児童相談所）と市町の役割が明確化されたことを踏まえ、それぞれが役割・責務を理解し、適切な協働・連携が図られるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等を推進するための地域連携体制づくりに取り組むことを目的とし、平成 29 年 4 月に地域連携支援室を設置した。

地域連携支援室では、市町への事案送致・指導措置委託に関連する業務を行うとともに、要保護児童対策調整機関の調整担当者や児童福祉司等を対象とした研修を企画・実施することにより児童相談所職員と市町職員の専門性向上を図っている。また、市町等からの依頼を受け、児童の福祉に関する助言や援助、会議運営等に関する助言、テーマに応じた研修講師の派遣等も行い、地域の支援力の向上に努めている。

また、令和 3 年度から地域連携支援室が各市町へ積極的に出向いて、相談・助言を行うため、「アウトリーチ型市町支援事業」を実施している。また、令和 5 年度から市町が自らお互いの自治体の意見交換がしやすいように、「出前講座」や「市町連絡会」を開催している。

(1) 事案送致・指導措置委託の状況

香川県が作成した「虐待事案に係るアセスメントシート」及び「一時保護に係る緊急度アセスメント票」を活用し、緊急性がなく、市町による対応が可能、あるいは市町による対応が望ましい事案については、市町担当部署と事前協議を踏まえた上で事案送致及び指導措置委託を行っている。

<総数>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	13	138	28	0	24	0	203
指導措置委託	0	0	0	5	4	0	9

※指導措置委託：当該年度新規ケース数

<中央>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	3	20	14	0	9	0	46
指導措置委託	0	0	0	5	4	0	9

<西部>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	10	118	14	0	15	0	157
指導措置委託	0	0	0	0	0	0	0

(2) 義務研修の実施状況 ※各研修において科目が重複する場合があります、日程が重複している。

研修区分	開催時期	受講者数 (部分受講含む)	修了者数
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	6月6日、13日、20日、 7月4日、11日 (計5日間)	39人	15人
児童福祉司任用前研修	※受講対象者なし		
児童福祉司任用後研修	5月30日 6月6日、13日、20日、 27日、28日 7月4日 11月7日、14日 (計9日間)	22人	11人
児童福祉司任用資格認定講習会	5月30日 6月6日、13日、20日、27日、 28日 (計6日間)	3人	1人

(3) 地域連携支援室主催の研修の実施状況

研修区分	開催時期・内容	参加人数
保護者指導・支援力向上研修会	R5. 12. 26 (火) ・「子ども虐待事例における危機介入と家族再統合支援～統合的アプローチによる心理社会的支援～」 講師 日本福祉大学 教育・心理学部 心理学科 千賀 則史 氏	35人

(4) 研修会講師助言者派遣状況

開催年月日	研修会名等	研修テーマ	対象者	参加人員
R5. 5. 9	児童養護施設 讃岐学園研修	「施設内虐待についての対応」	讃岐学園職員	30
R5. 5. 11	まんのう町高齢者・児童及び障害者連絡会議	「児童虐待の現状と児童相談所や町、関係機関の役割について」	連絡会議構成メンバー	20

R5. 6. 23	綾川町要保護児童対策地域協議会代表者会議	「要保護児童対策地域協議会～代表者に求められること～」	代表者会構成メンバー	9
R5. 6. 29	東かがわ市要保護児童対策地域協議会代表者会・実務者会議	「ヤングケアラーについて～地域の大人にできること～」	代表者・実務者会構成メンバー	15
R5. 6. 29	香川県立斯道学園 園内職員研修	「熱中症予防について」	斯道学園児童・職員	約 20
R5. 8. 3	観音寺市虐待防止研修会	「虐待を疑った時の対応について」	小・中・支援学校・放課後児童クラブ職員	29
R5. 8. 25	琴平町要保護児童対策地域協議会代表者会・実務者会議	「要保護児童対策地域協議会の役割と目的」	代表者・実務者会構成メンバー	20
R5. 8. 28	善通寺市児童虐待防止研修会	「児童虐待防止法や学校の役割について～ためらわずに通報・相談を～」	学校関係者	約 40
R5. 10. 6	さぬき市要保護児童対策地域協議会実務者会議	「適切な情報提供について～守秘義務と情報の取り扱い～」	実務者会構成メンバー（市職員含）	22
R5. 10. 11	観音寺市児童虐待防止研修会	「児童虐待 保育士・幼稚園教諭だからこそできること」	保育士・幼稚園教諭・市職員	47
R5. 10. 20	小豆島町虐待防止等ネットワーク会議（代表者・実務者会）	「困難事例の対応について」	要対協代表者・実務者会	19
R5. 12. 13	土庄町児童虐待防止研修会（ネットワーク会議）	「ヤングケアラーの現状について」	ネットワーク会議構成メンバー	30
R6. 1. 16	さぬき市子育て支援課	「児童虐待について（子どもの心のケア・関わり方）」	さぬき市志度放課後児童クラブ職員	約 30
R6. 1. 18	香川大学法学部少年法特別講義	「児童相談所・児童自立支援施設の役割」	香川大学法学部学生	約 75
R6. 1. 23	土庄町民生・児童委員協議会定例会	「児童虐待防止について～地域で見守るために～」	民生・児童委員	約 30
R5. 2. 16	観音寺市民生・児童委員協議会	「香川県の子どもの虐待防止対策について」	民生・児童委員	約 100

R6. 2. 21	県子ども家庭課主催「令和5年度児童福祉施設等中堅・ベテラン職員研修会及び基幹的職員・個別対応研修」	「施設における子どもの入所支援とアドボカシー（意見表明支援）」	児童福祉施設職員・基幹的職員等	6
R6. 2. 22	小豆島町虐待防止等ネットワーク会議	「ヤングケアラーについて」	要対協実務者・教育・高齢者福祉関係職員	26
R6. 3. 15	県子ども家庭課及び斯道学園	「人権擁護のための研修会」	斯道学園職員	11

(5) アウトリーチ型市町支援状況

市町の相談支援力向上を図ることを目的に、県内全市町に対しアウトリーチによる支援を本格運用している。

要保護児童対策地域協議会運営に係る支援 (代表者会議、実務者会議、進行管理会、受理会への同席等)	64 回
ケースに係る支援 (家庭訪問や面接への同席、ケース会議への同席等)	160 回
研修・講演会の実施 (市町のニーズに応じた研修、スキルアップ研修等)	12 回
その他 (事例検証、マニュアル作成への助言、その他業務相談)	14 回

市町がお互いの自治体の取組や情報交換、意見交換ができるように、市町連絡会議と出前講座を開催した。

内容	開催時期	参加人数 (延べ人数)
子ども家庭相談に関する 市町連絡会	7月18日、1月30日 (計2回)	42人
市町子ども家庭相談支援 力向上に係る出張講座	東讃地域 (会場: DX ラボ、さぬき市寒川庁舎) 6月21日、8月21日、 10月11日、12月28日 (計4回)	東讃地域 22人
	西讃地域 (会場: ZEN キューブ) 7月24日、9月19日、 11月29日、1月17日 (計4回)	西讃地域 49人

(6) 施設連絡会開催の状況

児童を措置している児童福祉施設等と連携を密にするため、施設連絡会を開催した。

開催年月日	施設名	議 題	参加人数
R5. 5. 29	亀山学園	(共通議題) 「児童の権利擁護について」 ・ ケースの支援方針について ・ 愛着の形成について ・ 男女混合寮体制について ・ 経験の浅い職員への支援について	52 人
R5. 6. 15	讃岐学園	・ 児童相談所の役割分担について ・ 愛着の形成について ・ ケース担当制について ・ 経験の浅い職員への支援について	45 人
R5. 6. 26	恵愛学園	・ 入所から退所までの児童相談所のケースの進め方	41 人
R5. 9. 26	神愛館	・ 施設と児相の、ケースの情報共有の在り方について	25 人
R5. 7. 13	若竹学園	・ 五色台分校との連携について ・ ケースの支援方針について ・ 愛着の形成について ・ 男女混合寮体制について ・ 家庭支援について ・ 経験の浅い職員への支援について	32 人
R5. 12. 5	斯道学園	・ 岩松寮の在り方について	30 人
R5. 7. 3	自立援助ホーム(合同)	・ 各施設における現状と課題	33 人
R6. 2. 27	ファミリーホーム(合同)	・ 各ホームの現状について	13 人

(7) 実習生の受入れ状況

大学において社会福祉を学び、社会福祉士等の取得を目的とする実習生を受け入れた。

受入日	大学名	実習科目	受入人数
R5. 7. 31～ R5. 8. 31	四国学院大学	児童相談所業務全般(子どもハウスを含む)	2 名
R5. 8. 9～ R5. 9. 11	高知県立大学	同上	1 名
R5. 8. 9～ R5. 8. 31	美作大学	同上	1 名

(8) 児童福祉施設等指導監査補助の状況

子ども家庭課が行う、児童福祉施設等指導監査において、処遇面の監査補助を行った。

実施年月日	施設名	施設種別	備考
R5. 9. 13	ファミリーホームみなと	ファミリーホーム	
R5. 10. 30	亀山学園	児童養護施設	
R5. 11. 13	斯道学園	児童自立支援施設	相談支援課職員が実施
R5. 12. 4	讃岐学園	児童養護施設	
R5. 12. 12	神愛館	乳児院	

女 性 相 談 部 門

第3 女性相談の概要・業務実績

1 業務の内容

(1) 相談

配偶者等からの暴力や性暴力、人間関係、経済問題など日常生活又は社会生活を円滑に営む上で女性の抱える問題について、来所、電話、メール、法律相談により相談に応じている。支援対象者の人権や意思を尊重しながら、よりよい支援に努めている。

(2) 一時保護

保護することが必要な女性及び同伴家族については一時保護を行い、安全、安心な生活環境を提供するとともに、今後の生活の方向性や問題解決等について支援を行っている。

また、同伴児童に対して学習支援や余暇支援、保育を実施している。

(3) 医学的又は心理学的援助

本人の同意を得たうえで医学的、心理的なアセスメントを行うなど心身の健康状態の把握に努め、必要に応じて医療機関への受診やカウンセリングなどの心理的援助を行っている。

また、同伴児童に対しても心理支援員による面接やプレイセラピーを実施し、同伴児童の心のケアを含めた援助を行っている。

(4) 女性自立支援施設「玉藻寮」(旧婦人保護施設)

一時保護を行った女性のうち、引き続き援助が必要な女性は、本人の意思に基づき女性自立支援施設「玉藻寮」において、自立に向けた支援を行っている。

また、退所にあたっては、「退所者アンケート」を実施し、サービスの質の向上を図っている。

(5) 自立支援及び関係機関との連絡調整

自立して生活することを支援するため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行っている。

(6) アフターケア

女性自立支援施設入所者については、退所前に関係者会を開催するなどにより、必要に応じて地域の関係機関と退所後の支援方針について共有するなどしている〔母子生活支援施設に生活面・支援上の引継ぎを行う、福祉事務所のケースワーカーや女性相談支援員に訪問等を依頼する、児童相談所への通所相談や障害福祉サービスの利用につなぐ等〕。

また、必要に応じて当センターの職員が、退所者の電話・来所相談、裁判所や弁護士事務所への付き添い、退所後の居住地への訪問、種々の問題解決のための関係機関との連絡・調整などを行っている。

(7) 啓発活動

広く県民に女性相談や女性支援事業について理解を深めてもらうため、女性相談カードや配偶者からの暴力防止リーフレットの配布、関係機関及び各種団体への講師派遣、市町の発行する広報誌への掲載依頼、街頭キャンペーンなどにより、啓発活動に努めている。

また、若年層に理解を深めてもらうために、要請のあった高校等にデートDVの出前講座に向いている。

(8) 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能

配偶者等からの暴力被害者の相談や緊急一時保護、自立支援などの業務を行っている。

2 女性相談支援員等の配置状況

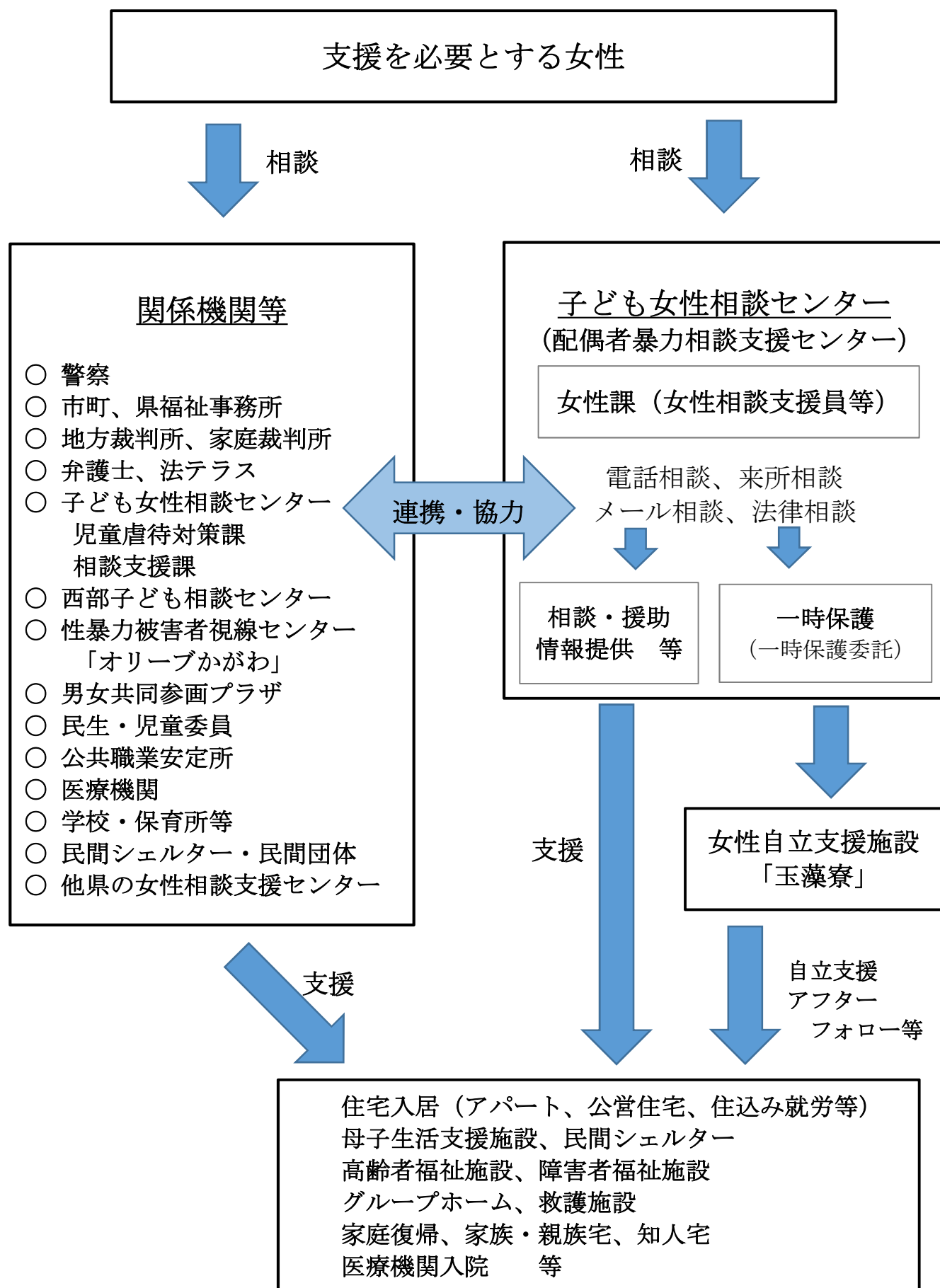
女性相談支援員等は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う。

※ 困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

（令和6.4.1現在）

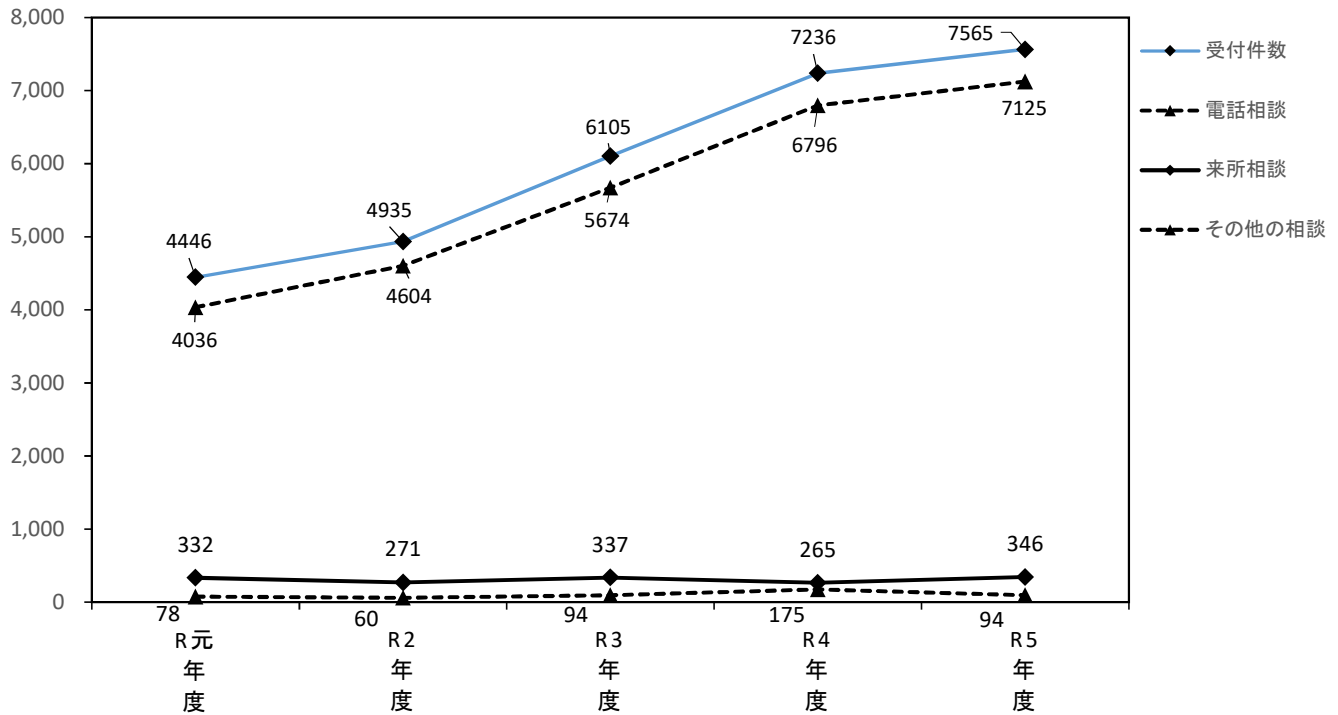
県市別	人員	勤務場所	所在地	電話番号	管轄区域
県	2 (女性相談支援員)	香川県子ども女性相談センター 女性課	〒760-0004 高松市西宝町 二丁目6-32	(087) 862-8861 相談電話 (087) 835-3211	県全域
	1 (女性相談担当)	東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	〒769-2401 さぬき市津田町 津田930番地2	(0879) 29-8253	香川郡 木田郡
	1 (女性相談支援員)	中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課	〒763-0082 丸亀市土器町 東八丁目526	(0877) 24-9960	仲多度郡 綾歌郡
	1 (女性相談支援員)	小豆総合事務所 保健福祉課	〒761-4121 小豆郡土庄町 洲崎甲2079-5	(0879) 62-1373	小豆郡
市	3 (女性相談支援員)	高松市福祉事務所 こども女性相談課	〒760-8571 高松市番町 一丁目8番15号	(087) 839-2384	高松市
	1 (女性相談支援員)	丸亀市福祉事務所 子育て支援課 家庭児童相談室	〒763-8501 丸亀市大手町 二丁目4-21	(0877) 23-2117 相談電話 (0877) 23-2201	丸亀市
	1 (女性相談支援員)	坂出市福祉事務所 こども課	〒762-8601 坂出市室町 二丁目3-5	(0877) 44-5027	坂出市
	4 (女性相談支援員)	善通寺市福祉事務所 子ども課	〒765-8503 善通寺市文京町 二丁目1-1	(0877) 63-6365 相談電話 (0877) 63-6371	善通寺市
	2 (女性相談支援員)	観音寺市福祉事務所 子育て支援課	〒768-8601 観音寺市坂本町 一丁目1-1	(0875) 23-3957	観音寺市
	1 (女性相談支援員)	さぬき市福祉事務所 子育て支援課	〒769-2395 さぬき市寒川町 石田東甲935-1	(0879) 26-9905 相談電話 (0879) 26-9933	さぬき市
	1 (女性相談支援員)	東かがわ市福祉事務所 こども家庭課	〒769-2701 東かがわ市湊1847-1	(0879) 26-1229	東かがわ市
	3 (女性相談支援員)	三豊市福祉事務所 子育て支援課 (こども家庭センターなないろ)	〒767-8585 三豊市高瀬町 下勝間2373番地1	(0875) 73-3016 相談電話 (0875) 73-3665	三豊市

3 女性支援事業の経路



② 相談件数の推移

(相談件数)



令和5年度の相談受付件数は、7,565件であった。これは過去最多であり、前年度の7,236件を上回ることとなった。

③ 相談経路別受付状況の推移

(件)

経路		本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療関係	教育関係	労働関係	民間シエルター	知人縁故関係	その他	計
年度	相談形態															
R3年度	来所相談	287	1	1			1	33					2	9	3	337
	電話相談	5,103	98	14	9	92	72	140	2	10	4	2	36	71	21	5,674
	その他の相談	83<35>					1<1>						4<1>	6		94<37>
	計	5,473<35>	99	15	9	92	73<1>	173	2	10	4	2	42<1>	86	24	6,105<37>
R4年度	来所相談	226	6			1		30	1					1		265
	電話相談	6,223	99	16	2	83	88	140	9	21	16		12	61	26	6,796
	その他の相談	169<46>					1<1>	1<1>		2<2>				2		175<50>
	計	6,618<46>	105	16	2	84	89<1>	171	10	23	16		12	64	26	7,236<50>
R5年度	来所相談	280	4			4	1	49	2					5	1	346
	電話相談	6,464	117	49	4	123	54	173	7	24	6		8	49	47	7,125
	その他の相談	86<47>						4	2	2						94<55>
	計	6,830<47>	121	49	4	127	55	226<4>	11<2>	26<2>	6		8	54	48	7,565<55>

※「その他の相談」はEメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はEメール以外の相談 再掲

④ 年齢別相談受付状況

(件)

区 分	18歳未満	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
来所相談	5	9	66	79	95	57	26	9	346
電話相談	9	36	2,361	357	1,390	1157	1,117	698	7,125
その他の相談	2<2>		17<12>	30<19>	30<13>	7<6>	4<3>	4	94<55>
計	16<2>	45	2444<12>	466<19>	1515<13>	1221<6>	1147<3>	711	7,565<94>

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

⑤ 地域別相談受付状況

(件)

区 分	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	不 明	計
来所相談	232	17	22	10	2	7	3	9	1	9	1	12	5	12	4	346
電話相談	1,828	131	2,224	36	136	51	55	426	15	37	6	67	272	1179	662	7,125
その他の相談	73<51>	6	4<2>	3<1>		1	1			1	1	1	2	1<1>		94<55>
計	2133<51>	154	2250<2>	49<1>	138	59	59	435	16	47	8	80	279	1192<1>	666	7,565<55>

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(2) 対応状況

(件)

処理状況 年度	助 言	他の相談機関を紹介													そ の 他	一 時 保 護	計	
		警 察	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	医 療 機 関	法 務 関 係	男 女 共 同 参 画 相 談	支 援 セ ン タ ー	性 暴 力 相 談 被 害 者	セ ン タ ー	地 域 包 括 支 援	児 童 相 談 所	面 会 交 流 セ ン タ ー				民 間 シ ェ ル タ ー
来所相談	142		1	1			4									145	53	346
電話相談	6,007	36	15	34		9	15	2	3	6	4				11	983		7,125
その他の相談	12<11>	2	14	4	3			4	1						2	52<44>		94<55>
計	6,161 <11>	38	30	39	3	9	19	6	4	6	4				13	1180 <44>	53	7,565 <55>

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(3) 外国人からの相談受付件数

(件)

	R3年度		R4年度		R5年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	6	9	9	15	4	11
電話相談	10	24	10	85	11	42
その他の相談	1<1>	2<2>	3<3>	9<9>	1	1
一時保護	2	2	4	5	1	3

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(4) 「女性のための法律相談」実施状況

子ども女性相談センターで受付けた、悩みを抱える女性並びに女性相談支援員等関係者からの相談に対し、無料で適切な助言を行うことを目的とし、「女性のための法律相談」を平成18年度から開催している。

相談の内容は、夫等からの暴力による離婚問題・男女問題・生活の行き詰まり等の問題に対し、弁護士が応じている。

開催日程：原則は第3月曜日の13:30～15:30（第3月曜日が休日の場合は翌日に変更）

開催場所：香川県子ども女性相談センター

実施回数：年間12回（1回の予約は4名まで受付）

利用者数：令和5年度 24名

① 相談者の状況 (件)

区分	相談者本人のみ	家族本人等と	相談者の親のみ	他相談者の本職人と	職員のみ	他相談者の女性	関係機関の職員のみ	計
R5年度	24							24

② 地域別受付状況 (件)

区分	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	小豆郡	木田郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	不明	計
R5年度	16	2	2	2		1						1			24

③ 年代別内訳 (件)

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
R5年度	1	1	4	10	5	2	1	24

④ 法律相談を知ったきっかけ (件)

区分	女性相談電話	来所相談	他の相談機関	広報やちらし等	インターネット	知人・親類等	よるセンター職員提供に	その他	不明	計
R5年度	5	8	2		6	2		1		24

⑤ 主たる相談内容

(件)

区分	離婚問題	夫等との問題	（養育困難・その他） 子どもの問題	（暴力など） 親との問題	男女問題	住宅問題	（サラ金・借金問題） 経済関係	（その他の問題） 経済関係	（妊娠・療育・出産等） 医療関係	その他	計
R5年度	13	5	0	2	0	2	1	0	0	1	24

(5) 研修会実施状況

① 香川県女性相談支援員等研修会

対象者：女性相談支援員、女性相談担当者等

回数	年月日	研修内容	助言者	参加者
1	R5. 5. 26	女性相談員等初任者研修	講師：高松市こども女性相談課 係長 秋山 洋子 氏 その他、女性課職員が担当	22名
2	R5. 7. 14	事例検討会	助言者： 香川県子ども女性相談センター 所長 有岡 光子 西部子ども相談センター 児童虐待対策課 佐藤 文	30名
3	R5. 12. 5	事例検討会	助言者： 香川こだま学園 園長 増本 一浩 氏 (子ども女性相談センター元所長) 西部子ども相談センター 児童虐待対策課 溝端 孝賢	30名

② DV専門研修会

対象者：女性相談支援員、その他関係機関職員

開催年月日	研修内容	講師	参加者
R5. 10. 20	暴力のない社会をめざして ～DV加害者の心理と加害者プログラム を通して考える被害者支援～	NPO法人 DV対策・予防センター九州 原 健一 先生	66名

③ DV・児童虐待対応連携強化研修会

対象者：女性相談支援員、その他関係機関職員

※ DV専門研修会と合同開催

(6) 普及啓発活動

① 講師派遣実施状況

開催年月日	テーマ	対象者	参加人数
R5. 6. 15	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	誠陵高校1～3年生	367名
R5. 7. 5	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	観音寺総合高校3年生	217名
R5. 8. 22	DV被害に関する支援	四国労働金庫労働組合執行部役員	12名
R5. 10. 25	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	石田高校1年生、教職員	8名
R5. 12. 11	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	香川高等専門学校3年生	42名
R6. 1. 26	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	丸亀少女の家	11名
R6. 2. 5	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	守里会看護福祉専門学校看護学科1年生	35名
R6. 2. 16	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	四国学院大学社会福祉学部学生	40名
R6. 3. 6	土庄町配偶者暴力（DV）防止研修会	土庄町虐待防止等ネットワーク協議会関係者	19名
R6. 3. 13	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	観音寺第一高等学校定時制課程学生、教職員	33名

② DV防止街頭キャンペーン（児童虐待・里親啓発も同時に実施）

高松市と合同で、高松中央商店街でウォーキングキャンペーンを実施、82名が参加した。

日 時 令和5年11月17日（金）

③ DV防止啓発パネル展示

DV防止について、一般県民の理解を深めるためにパネル展示及びパネルの貸し出しを行った。

○ 子どもの虐待防止・DV防止啓発パネル展

日 時 令和5年11月15日（水）～11月21日（火）

場 所 瓦町フラッグ 市民交流プラザ

○ 若年層の性暴力被害予防月間パネル展（男女参画・県民活動課 主催）

日 時 令和5年4月17日（月）～4月21日（金）

場 所 県庁ギャラリー

④ じんけんフェスタ2023

DV及びデートDV防止について、一般県民の理解を深めるためにパネル展示及び啓発グッズの配布を行った。

日 時 令和5年12月2日（土）

場 所 高松丸亀町壺番街前ドーム広場

5 女性支援事業の現況

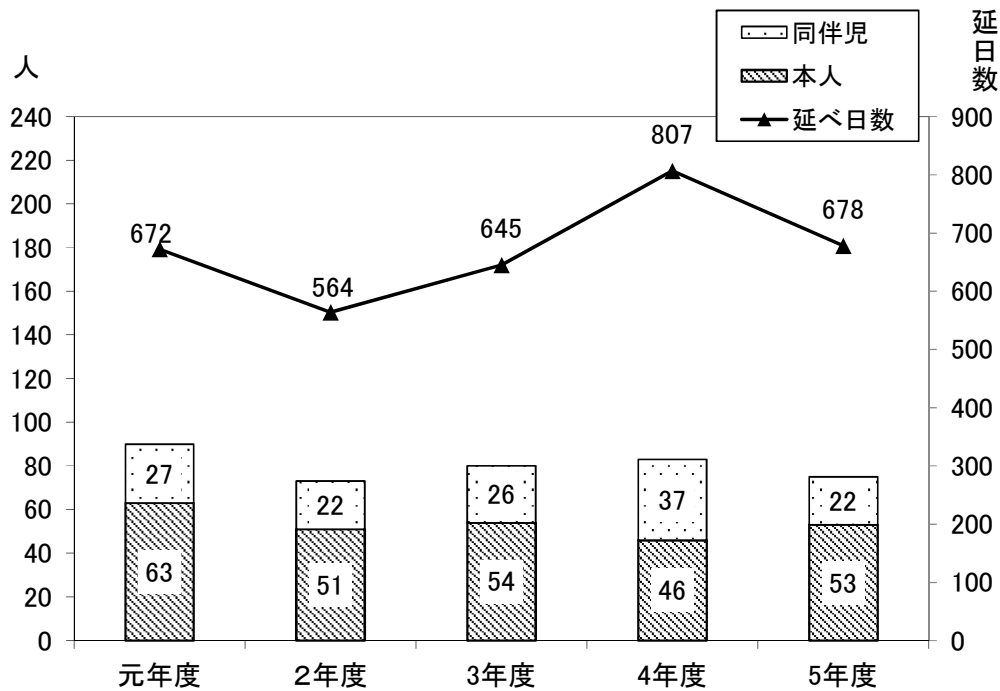
(1) 入所者相談数 (件)

		R3年度			R4年度			R5年度		
入所者相談	面接	1,950	4,651		2,675	5,682		1,899	4,248	
	電話	1,713			1,875			1,469		
	訪問・同行等	988			1,132			880		

(2) 一時保護の状況

① 延人員及び延日数の推移

区分	R3年度						R4年度						R5年度					
	延人員			延日数			延人員			延日数			延人員			延日数		
本人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計
	36	18	54	282	126	408	26	20	46	225	187	412	41	12	53	380	100	480
同伴児	26			237			37			395			22			198		
計	80			645			83			807			75			678		



令和5年度の一時保護人数は、延人員（本人）53人、一時保護延日数（本人）480日。
一時保護入所理由としては、「夫等の暴力」24人（45.3%）が最も多い。
年齢別保護人数では、20歳代が21人（39.6%）、30歳代が14人（26.4%）で、66.0%を占めている。

② 一時保護所入所理由

(件)

区分 年度	人 間 関 係											経済関係				医療		住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	ス ト ー カ ー 被 害	人 身 取 引	計				
	夫等			子ども		親族		交際相手		その 他 の 者 の 暴 力	男 女 問 題	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	借 金 ・ サ ラ 金	求 職	そ の 他									病 気	妊 娠 ・ 出 産	精 神 的 問 題 ・ そ の 他	
	夫 等 の 暴 力	酒 乱 ・ 薬 物 中 毒	離 婚 問 題	夫 等 の そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	子 ど も の そ の 他	親 か ら の 暴 力	そ の 他 の 親 族 の 暴 力	親 族 の そ の 他																				交 際 相 手 か ら の 暴 力
R3年度	33		1		3		7	2		2		2			1								1	1			1		54
R4年度	29				3		6		1	1		4											2						46
R5年度	24				1		5	3	2	9		2			3					1		1		2				53	

③ 経路別受付状況

(件)

区分 年度	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 関 係	労 働 関 係	知 人 縁 故 関 係	そ の 他	計
R3年度	31	12			3	3	4						1	54
R4年度	6	27		1	4	3	2		2				1	46
R5年度	10	33			2	1	7							53

④ 対応状況

(件)

区分 年度	婦 人 保 護 施 設 入 所	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 き 取 り	ア パ ー ト 等 入 居	就 労 (住 宅 付)	福 祉 事 務 所 へ 移 送	入 院	他 県 の 婦 人 相 談 所 へ 移 送	母 子 生 活 支 援 施 設 入 所	そ の 他 の 関 係 施 設 へ 移 送	そ の 他	計	次 年 度 へ 継 続
R3年度	18	14	9	4						6		51	3
R4年度	19	15	7	2						2		45	1
R5年度	22	14	6	3			1			4	1	51	2

⑤ 年齢別入所件数

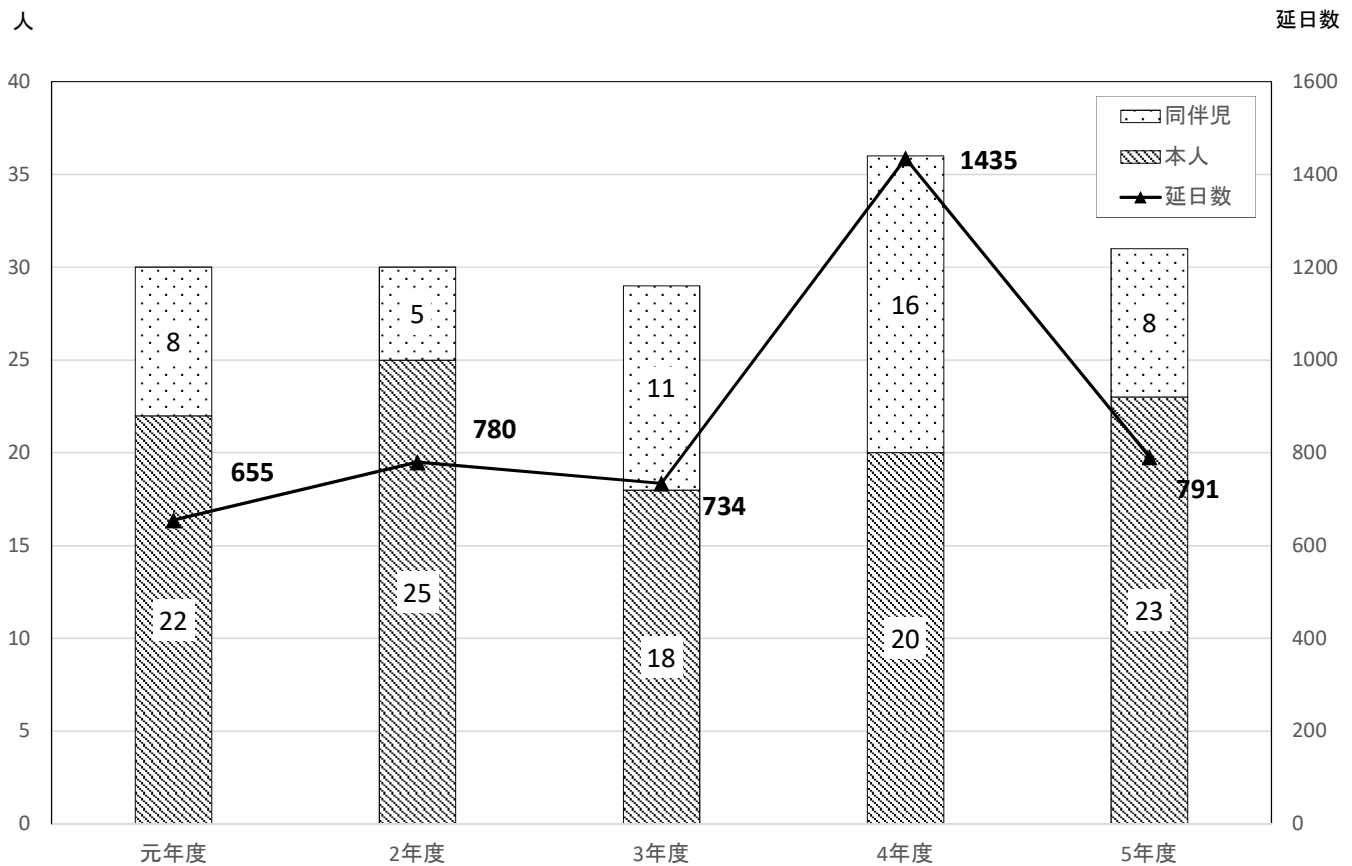
(件)

年代	18歳 未 満	18～20歳 未 満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	総計
R5年度		3	21	14	2	8	4	1		53

(3) 女性自立支援施設「玉藻寮」の状況

① 実人員及び延日数の推移

区分	R3年度						R4年度						R5年度					
	実人員			延日数			実人員			延日数			実人員			延日数		
本 人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計
	12	6	18	266	161	427	12	8	20	427	331	758	19	4	23	482	103	585
同伴家族	11			307			16			677			8			206		
計	29			734			36			1,435			31			791		



令和5年度の女性自立支援施設「玉藻寮」入所状況については、実人員（本人）が23人、延日数は585日であった。
入所理由は「夫等の暴力」が11件（47.8%）で最も多い。

② 入所理由

(件)

区分 年度	人間関係									経済関係				医療 病	住 居 問 題	帰 住 先 な し	売 春 強 要	不 純 異 性 交 遊	妊 娠 ・ 出 産	家 庭 不 和	ス ト ー カ ー 被 害	人 身 取 引	計
	夫等 の 暴 力	子ども の 暴 力	親族 の 暴 力		親族 の 暴 力	交際相手 の 暴 力	交際相手 の 暴 力	その他の者の暴力	男 女 問 題	そ の 他	生活 困 窮	借金・サラ金	求 職	その他									
R3年度	11		4					1				1					1						18
R4年度	12		2					4									2						20
R5年度	11		1	2		3		1			1					1	1	2					23

③ 対応状況

(件)

区分 年度	家 庭 復 帰	縁故者 引取り	アパート等 入居	就職(住宅付) 入院	母子生活 施設入所	他の社会福祉 施設入所	その他	計	次年度へ継続
R3年度	2	1	9	2		1	2	17	1
R4年度	2	2	10	1	1	3		19	1
R5年度		1	14		1	1	2	19	4

④ 年齢別入所件数

(件)

年代	18歳未満	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	総計
R4年度		1	6	6	3	5	2			23

(4) 入所利用者への心理学的援助実施状況

(件)

区 分			配偶者等からの 暴力被害者		交際相手からの 暴力被害者		左記以外の 入所者		総件数
入 所 相 談	一 時 保 護	実人員	14		5		10		29
		面接	23	28	6	6	16	19	53
		検査	5		0		3		
		グループ	0		0		0		
	入 所 保 護	実人員	11		3		6		20
		面接	52	55	12	12	26	28	95
		検査	3		0		2		
		グループ	0		0		0		
	同 伴 児 支 援	実人員	9		0		0		9
		プレイ	46	95	0	0	0	0	95
		面接	37		0		0		
		検査	10		0		0		
		母親面接	2		0		0		
		親子合同面接	0		0		0		

(5) 入所利用者に対する健康教育

実施目的：退所後の健康管理及び生活の自立の為

対 象 者：一時保護及び女性自立支援施設を利用された女性のうち、保健師による健康状況把握により、特に知識の習得や実践が必要と思われる人

実施方法：実施内容や対象人数により、保健師及び栄養士が個別又はグループで実施

実技指導、講話、ビデオ、その他パンフレットなどの教材を取り入れた健康教育

実施内容及び結果：

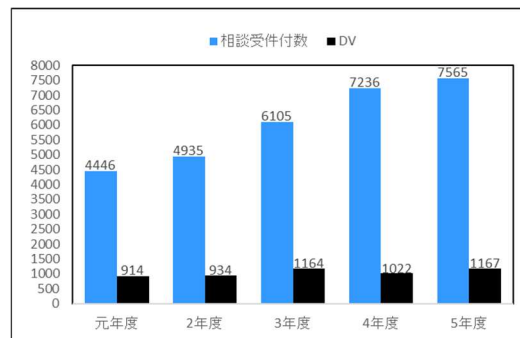
回数	内容	職種別の実施回数		保健師		栄養士	
	健康教育の実施内容	実施回数	参加延人員	実施回数	参加延人員	実施回数	参加延人員
1	入所者に対する健康教育 (生活習慣病・妊産婦保健指導・ 感染症・避妊・婦人科疾患・ア レルギー等等)	1	1	7	7		
2	同伴児童に関わる健康教育 (乳幼児保健指導、離乳食アレ ルギー等)			3	3		
3	育児指導 (授乳・沐浴)						
4	調理実習						
計		1	1	10	10		

6 配偶者からの暴力相談受付件数の状況

(1) 受付状況

① 年度別推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
来所	(1) 204	(2) 179	(1) 225	(2) 189	(3) 225
電話	(5) 673	(9) 729	(10) 897	(6) 791	(10) 885
その他	37<15>	26<12>	42<24>	(2) 42<21>	(4) 57<33>
計	(6) 914	(11) 934	(11) 1164	(10) 1022	(17) 1167



② 年齢別受付状況

	3年度				4年度				5年度			
	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計
18歳未満												
18～20歳未満	2	1		3		2		2	3	3		6
20歳代	26	77	5<1>	108	(1) 24	(2) 79	8<5>	(3) 111	27	104	5<4>	136
30歳代	63	(1) 179	17<8>	(1) 259	43	(2) 211	8<5>	(2) 262	41	147	19<10>	207
40歳代	73	(1) 212	14<12>	(1) 299	(1) 75	(1) 171	13<2>	(2) 259	(3) 83	(6) 236	(3) 23<12>	(12) 342
50歳代	35	(2) 62		(2) 97	29	89	8<7>	126	44	128	6<5>	178
60歳代	(1) 18	(1) 108	3<3>	(2) 129	9	44	1<1>	54	19	50	3<2>	72
70歳代	5	20		25	5	34	1<1>	40	2	36		38
80歳代	2	(1) 6		(1) 8	1	4		5		4		4
不明	1	(4) 232	3	(4) 236	3	(1) 157	(2) 3	(3) 163	6	(4) 177	(1) 1	(5) 184
計	(1) 225	(10) 897	42<24>	(11) 1164	(2) 189	(6) 791	(2) 42<21>	(10) 1022	(3) 225	(10) 885	(4) 57<33>	(17) 1167

③ 経路別受付状況

	3年度				4年度				5年度			
	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計
本人自身	(1) 196	(7) 540	33<22>	(8) 769	(2) 168	(3) 435	(2) 38<19>	(7) 641	(3) 193	(6) 541	(4) 53<29>	(13) 787
警察関係	1	(1) 61		(1) 62	4	65		69	2	(1) 68		(1) 70
法務関係		10		10		10		10		48		48
他の婦人相談所		6		6		1		1		3		3
他の婦人相談員		65		65		45		45	4	88		92
福祉事務所		45	1<1>	46		52		52		12		12
他の相談機関	18	(2) 73		(2) 91	16	(1) 91	1<1>	(1) 108	22	(2) 66	2<2>	(2) 90
社会福祉施設等		1		1	1	5		6	2	6	2<2>	10
医療機関		3		3		11	1<1>	12		5		5
教育機関		1		1		11		11		2		2
知人・縁故者	7	44	4	55		(2) 37	2	(2) 39	2	(1) 28		(1) 30
その他	3	48	4<1>	55		28		28		18		18
計	(1) 225	(10) 897	42<24>	(11) 1164	(2) 189	(6) 791	(2) 42<21>	(10) 1022	(3) 225	(10) 885	(4) 57<33>	(17) 1167

④ 地域別受付状況

		高松	丸亀	坂出	善通寺	観音寺	さぬき	東かがわ	三豊	小豆	木田	香川	綾歌	仲多度	不明	県外	計
3年度	来所	129	21	(1)8	3	0	23	6		1	7	2	12	9		4	(1)225
	電話	(3)429	(2)71	(2)18	4	21	50	12	12	22	24	6	44	30	(3)107	47	(10)897
	その他	32<23>	2	1	2	1	1<1>							2	1		42<24>
	計	(3)590	(2)94	(3)27	9	22	74	18	12	23	31	8	56	41	(3)108	51	(11)1164
4年度	来所	123	(1)12	5	(1)5	1	10	1	7	2	9		8	3		3	(2)189
	電話	(1)449	(2)36	20	(1)17	20	(1)36	8	32	14	15		34	18	75	(1)17	(6)791
	その他	(1)27<18>	1<1>			1<1>	2	2		1			1<1>	5	(1)2		(2)42<21>
	計	(2)599	(3)49	25	(2)22	22	(1)48	11	39	17	24	0	43	26	(1)77	(1)20	(10)1022
5年度	来所	(1)146	13	16	(2)5	1	6	2	8	1	3	1	7	3	2	11	(3)225
	電話	(3)422	41	62	(4)19	24	29	22	22	8	(1)26	5	41	18	(2)88	58	(10)885
	その他	(4)46<30>	4	2<1>	1<1>		1	1				1				1<1>	(4)57<33>
	計	(8)614	58	80	(6)25	25	36	25	30	9	(1)29	7	48	21	(2)90	70	(17)1167

その他はメール、訪問等での相談を含む。①②③④の<>内はメール以外の相談 再掲、()内は妻からの暴力 再掲

(2) 保護命令

① 配偶者からの暴力に関する保護命令申立て事件の裁判所からの書面提出請求件数 (件)

区分 \ 年度	R3年度	R4年度	R5年度
来所相談ケース	0	1	3
入所相談ケース	1	4	4
その他	0	2	1
計	1	7	8

② センターが関わった保護命令の発令状況 (件)

		保護命令発令件数						却 下	取 下 げ	不 明	相 談 総 件 数	合 計
		内訳（重複）										
		接 近 本 人	接 近 子 ど も	接 近 親 族	電 話	退 去						
R3年度	来所									1(1)	1(1)	4(4)
	入所	1(1)	1			1		1(1)		1(1)	3(3)	
	その他											
R4年度	来所											2
	入所	2	2	2	2	2	1				2	
	その他											
R5年度	来所	1	1	1	1	1			1	3(2)	5	11
	入所	5(1)	5	2	2	4	1				5(1)	
	その他	1	1	1		1					1	

※ () 内は、書面提出なし再掲

(3) 配偶者からの暴力による被害者の保護状況

① 一時保護所入所ケースの状況

ア 一時保護件数

区分 \ 年度	配偶者暴力被害者一時保護件数(A) (件)			総一時保護件数 (B) (件)			割合 (A)/(B)
	単身	母子	計	単身	母子	計	
R3年度	18	15	33	36	18	54	61%
R4年度	11	18	29	26	20	46	63%
R5年度	14	10	24	41	12	53	45%

イ 年齢別状況

(件)

区分 \ 年度	18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R3年度			7	8	8	4	6	33
R4年度			6	11	7	2	3	29
R5年度			8	7	2	4	3	24

ウ 主な暴力の種類

(件)

区分 \ 年度	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	その他の暴力	計
R3年度	27	4		2	33
R4年度	18	11			29
R5年度	19	5			24

エ 経路別受付状況

(件)

区分 年度	本人 自身	警 察	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	教 育 関 係	知 人 縁 故 関 係	そ の 他	計
R3年度	18	8			2	3	1			1	33
R4年度	4	17		1	4	2				1	29
R5年度	3	18			1		2				24

オ 地域別受付状況

(件)

区分 年度	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	計
R3年度	12	5	2			4	1			3		2	2	2	33
R4年度	18	1	1		1	2		4				1		1	29
R5年度	9	3	2	2		1		2		2		2		1	24

カ 入所期間の状況

区分 年度	人員	延日数	1人当り 平均日数
R3年度	33	249	7.5
R4年度	29	264	9.1
R5年度	24	224	9.3

キ 同伴家族のうち同伴児童の状況

〈女性相談支援センター一時保護所に入所した同伴児〉

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R3年度	21	26	81%	185	237	78%
R4年度	35	37	94%	380	395	96%
R5年度	18	22	82%	158	198	80%

〈児童相談所一時保護所に入所した同伴児〉

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R3年度	7	7	100%	74	74	100%
R4年度	9	9	100%	86	86	100%
R5年度	3	3	100%	6	6	100%

ク 対応状況

(件)

区分 年度	入婦 人保 護施 所設	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	アパート入居		施母 子 設生 活支 所援	施他 の 設社 会福 所祉	入 院	移福 祉事 務送 所	就 労 (住 宅付)	他 県 移 送	そ の 他	計	次 年 度 へ 継 続
				公 営	民 営									
R3年度	6	9	6		3							7	31	2
R4年度	11	10	5		2								28	1
R5年度	10	6	5		1		1						23	1

② 女性自立支援施設「玉藻寮」入所ケースの状況

ア 入所件数

区分 年度	配偶者暴力の被害者入所件数 (A) (件)			総入所件数 (B) (件)			割合 (A)/(B)
	単身	母子	計	単身	母子	計	
R3年度	6	5	11	12	6	18	61%
R4年度	4	8	12	12	8	20	60%
R5年度	8	3	11	19	4	23	48%

イ 年齢別状況

(件)

区分 年度	18歳未満	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R3年度			2	4	3	1	1	11
R4年度			3	4	2	2	1	12
R5年度			2	2	2	3	2	11

ウ 主な暴力の種類

(件)

区分 年度	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	その他の暴力	計
R3年度	9	2			11
R4年度	7	5			12
R5年度	7	4			11

エ 地域別受付状況

(件)

区分 年度	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	計
R3年度	8	1											1	1	11
R4年度	6	1			1	2		1						1	12
R5年度	4	1	1	1		1		2		1					11

オ 入所期間の状況

区分 年度	人員	延日数	1人当たり 平均日数
R3年度	11	285	25.9
R4年度	12	401	33.4
R5年度	11	344	31.3

カ 同伴家族のうち同伴児童の状況

＜玉藻寮に入所した同伴児＞

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R3年度	8	11	73%	274	307	89%
R4年度	16	16	100%	677	677	100%
R5年度	6	8	75%	156	206	76%

＜児童相談所一時保護所に入所した同伴児＞

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R3年度	6	6	100%	82	82	100%
R4年度	3	3	100%	140	140	100%
R5年度	1	1	100%	6	6	100%

キ 対応状況

(件)

区分 年度	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	アパート入居		設 母 子 生 活 支 援 所 施	相 他 県 の 婦 人 移 送 人	入 院	就 労 (住 宅 付)	設 他 の 社 会 福 祉 所 施	そ の 他	計	次 年 度 に 継 続
			公 営	民 営								
R3年度	1	1		6				1		1	10	1
R4年度	2	1	1	5	1			1			11	1
R5年度				8	1						9	2

7 女性保護事業後援団体

香川県女性福祉促進協議会

(1) 活動状況

○ 令和5年度 四国ブロック女性保護研究大会（香川県研修会と同時開催）

内 容 「面会交流の支援を通じて知るひとり親家庭の子どもたち」

講師 NPO法人 面会交流センター香川

理事長 増田 卓美氏、副理事長 船田 友佳子氏

日 時 令和5年9月26日(火)

場 所 県庁ホール

業 務 概 要

令和 6 年度版（令和 5 年度実績）

発行 香川県子ども女性相談センター
760-0004 香川県高松市西宝町二丁目 6 番 32 号
TEL 087-862-8861 FAX 087-862-4154
E-mail kodomo@pref.kagawa.lg.jp
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomo/kj-soudan/kfvn.html>

香川県西部子ども相談センター
763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地
TEL 0877-24-3173 FAX 0877-58-3722
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomo/seibu/kfvn.html>